

— 令和6年度 —

十日町市企業立地、起業・創業支援政策集

「創」

～国や新潟県、十日町市などの融資制度や補助金等のご紹介～

十日町市 産業政策課

蒲生の棚田（十日町市）

企業投資をしたい

条例に基づく支援

- 1 企業設置奨励条例に基づく支援（市） …p.5
- 2 企業投資促進条例に基づく支援（市） …p.6

税制優遇

- 3 設備投資に係る固定資産税の減免（市） …p.8
- 4 先端設備導入に係る固定資産税の減免（市） …p.9
- 5 過疎地域での設備投資を支援するための優遇税制（県） …p.10
- 6 成長性の高い新たな事業を支援するための優遇税制（県） …p.11
- 7 産業立地促進地域への立地を支援するための優遇税制（県） …p.12
- 8 本社機能の移転・拡充を伴う設備投資の優遇税制（県） …p.13

補助金・助成金

- 9 未来創造産業立地促進補助金（県） …p.14

資金を借りる

- 10 企業設置資金（市） …p.15
- 11 企業投資資金（市） …p.15
- 12 企業立地促進資金貸付金(県) …p.15

オフィスを借りる

- 13 地域ICT立地強化雇用創造事業（県） …p.16

創業・起業したい

補助金・助成金

- 14 未来を拓く創業応援補助金（市） …p.17
- 15 ベンチャー企業創出事業（NICO） …p.17
- 16 起業チャレンジ応援事業（NICO） …p.18
- 17 U・Iターン創業応援事業（NICO） …p.18

資金を借りる

- 18 新規創業支援資金融資（市） …p.19
- 19 中小企業創業等支援資金融資（県） …p.19
- 20 新規開業資金（日本政策金融公庫） …p.20
- 21 女性、若者／シニア起業家支援資金（日本政策金融公庫） …p.20
- 22 創業支援貸付利率特例制度（日本政策金融公庫） …p.20

相談する

- 23 にいがた産業創造機構の専門家による助言(NICO) …p.21

その他

- 24 小規模企業者等設備貸与事業（NICO） …p.21

新事業を展開したい

資金を借りる

- 25 フロンティア企業支援資金融資（県） …p.22
- 26 新事業活動促進資金（日本政策金融公庫） …p.23
- 27 新事業活動促進資金（日本政策金融公庫） …p.24
- 28 新事業育成資金（日本政策金融公庫） …p.24

補助金・助成金

- 29 ベンチャー成長加速化支援（NICO） …p.25

相談する

- 30 市場開拓支援（食品・生活関連産業）（NICO） …p.25
- 31 専門家派遣事業（NICO） …p.26
- 23 にいがた産業創造機構の専門家による助言(NICO) …p.21

その他

- 24 小規模企業者等設備貸与事業（NICO） …p.21

新商品を開発したい

- 補助金・助成金 → 32 新商品開発支援事業（市） …p.27
- 資金を借りる → 25 フロンティア企業支援資金融資（県） …p.22
- 相談する
 - 23 にいがた産業創造機構の専門家による助言(NICO) …p.21
 - 30 市場開拓支援（食品・生活関連産業）（NICO） …p.25
 - 31 専門家派遣事業（NICO） …p.26

販路を拡大したい・販売を促進したい

- 補助金・助成金
 - 33 販路拡大支援事業（市） …p.28
 - 34 販売力強化支援事業補助金（6次産業支援）（市） …p.28
- 相談する
 - 23 にいがた産業創造機構の専門家による助言(NICO) …p.21
 - 30 市場開拓支援（食品・生活関連産業）（NICO） …p.25
 - 31 専門家派遣事業（NICO） …p.26

雇用・人材を確保したい

- 補助金・助成金
 - 35 特定求職者雇用開発助成金（ハローワーク） …p.30
 - 36 トライアル雇用助成金（ハローワーク） …p.31
 - 37 人材確保支援事業補助金（市） …p.31
- 資金を借りる
 - 38 地域活性化・雇用促進資金（日本政策金融公庫） …p.32
 - 39 貸上げ貸付利率特例制度（日本政策金融公庫） …p.33

キャリアアップ・人材を育成したい

補助金・助成金	→ 40	キャリアアップ助成金（ハローワーク）	…p.34
	→ 41	人材開発支援助成金（県）	…p.35
	→ 42	中小企業人材育成支援事業補助金（市）	…p.38

その他

補助金・助成金	→ 43	国際規格等取得支援事業補助金（市）	…p.39
---------	------	-------------------	-------

資金を借りる	→ 44	日本政策金融公庫一般貸付（日本政策金融公庫）	…p.40
	→ 45	ソーシャルビジネス支援資金（日本政策金融公庫）	…p.40
	→ 46	企業活力強化資金（日本政策金融公庫）	…p.41
	→ 47	海外展開・事業再編資金（日本政策金融公庫）	…p.42
	→ 48	海外展開・事業再編資金（日本政策金融公庫）	…p.43
	→ 49	事業承継・集約・活性化支援資金（日本政策金融公庫）	…p.44
	→ 50	事業承継・集約・活性化支援資金（日本政策金融公庫）	…p.45
	→ 51	観光産業等生産性向上資金（日本政策金融公庫）	…p.45
	→ 52	経営者保証免除特例制度（日本政策金融公庫）	…p.46
	→ 53	マル経融資（市内商工会議所、商工会）	…p.47
	→ 54	SDGs推進資金（日本政策金融公庫）	…p.48
	→ 55	スタートアップ支援資金（日本政策金融公庫）	…p.48
	→ 56	IT活用促進資金（日本政策金融公庫）	…p.49
	→ 57	環境・エネルギー対策資金（日本政策金融公庫）	…p.50
	→ 58	BCP資金（日本政策金融公庫）	…p.50
	→ 55	十日町市の融資制度一覧（市）	…p.51
→ 56	信用保証料補給について（市）	…p.53	

1 企業設置奨励条例に基づく支援

(継続)

奨励措置

- ①固定資産税・都市計画税の課税免除（3年間）
 - ②制度融資「十日町市企業設置資金」（後述）の資格付与
 - ③利子補給金
固定資産（土地・家屋・償却資産）の取得に要した5年以上の長期借入金に対して、年度末の償還残高の1%を限度として交付（5年間）
 - ④事業用地「取得費」助成金
事業用地取得費の30%又は3,000万円のいずれか少ない額を交付
※用地取得から3年以内に事業を開始すること。
 - ⑤事業用地「造成費」助成金
事業用地造成費の30%又は1,000万円のいずれか少ない額を交付
※造成の日から3年以内に事業を開始すること。
 - ⑥雇用促進奨励金
下表に掲げる増加する常用従業員数に応じた額を、5年間に分割して交付（上限2,000万円）
- | 増加する常用従業員数 | 交 付 額 |
|---------------|------------------|
| 3人（2人）以上10人未満 | 1人あたり10万円（2万円/年） |
| 10人以上30人未満 | 1人あたり15万円（3万円/年） |
| 30人以上 | 1人あたり20万円（4万円/年） |
- ⑦便宜供与
公共性のある道路・排水路整備に対し、増加する従業員1人につき10万円を交付
ただし、必要経費の1/2（上限200万円）。
その他必要に応じ、次の事項について協力援助する。
 - a) 共用性があると認められる道路、排水路等の整備
 - b) 冬期間における公共性があると認められる道路の確保
 - ⑧大規模企業立地促進奨励金（上限5,000万円）
次の要件のいずれかを満たす場合、審査会の決定した奨励金額を交付
 - a) 増加する常用従業員数が50人超
 - b) 投資額（固定資産取得額等）が製造業の場合は5億円超、その他業種の場合は2億円超であること。
 - c) その他、地域経済への著しい貢献が認められる又は見込まれること。

要 件

- 次のいずれにも該当すること。
- ①業種の要件
製造業、旅館業、情報サービス業等、農林水産物等販売業
 - ②取得固定資産（土地・家屋、償却資産）が新設の場合は3,000万円以上、増設は1,000万円以上（3年以上の賃貸借契約に基づく償却資産の取得価格相当額を含む）。
 - ③公害発生の恐れのないもの。
 - ④建築基準法による用途地域の制限を超えないこと。

(次頁へつづく)

要件 (つづき)	⑤増加する常用従業員数					
	事業の 名称	小規模企業 者の定義	日本標準産業分類における区分		増加常用従業員数	
			大分類	中分類	小規模企 業者以外	小規模 企業者
	製造業	20人以下	製造業		3人	2人
	旅館業		宿泊業、 飲食サービス業	宿泊業	3人	2人
情報サービス 業等	20人以下	情報通信業	情報サービス業、 インターネット附随 サービス業			
		放送業	有線放送業			
農林水産物 等販売業	市内において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に市外の者に販売する事業					
問合せ先	十日町市産業政策課 産業振興係 ☎025-757-3139					

2 企業投資促進条例に基づく支援

(継続)

支援措置	<p>①固定資産税・都市計画税の課税免除（3年間）</p> <p>②制度融資「十日町市企業投資資金」（後述）の資格付与</p> <p>③利子補給金 固定資産（土地・家屋・償却資産）の取得に要した5年以上の長期借入金に対して、年度末の償還残高の1%を限度として交付（5年間）</p> <p>④事業用地「取得費」助成金 事業用地取得費の30%又は3,000万円のいずれか少ない額を交付 ※用地取得から3年以内に事業を開始すること。</p> <p>⑤事業用地「造成費」助成金 事業用地造成費の30%又は1,000万円のいずれか少ない額を交付 ※造成の日から3年以内に事業を開始すること。</p> <p>⑥雇用促進奨励金 下表に掲げる増加する常用従業員数に応じた額を、5年間に分割して交付（上限2,000万円）</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>増加する常用従業員数</th> <th>交付額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3人（2人）以上10人未満</td> <td>1人あたり10万円（2万円/年）</td> </tr> <tr> <td>10人以上30人未満</td> <td>1人あたり15万円（3万円/年）</td> </tr> <tr> <td>30人以上</td> <td>1人あたり20万円（4万円/年）</td> </tr> </tbody> </table> <p>⑦便宜供与 公共性のある道路・排水路整備に対し、増加する従業員1人につき10万円を交付ただし、必要経費の1/2（上限200万円）。 その他必要に応じ、次の事項について協力援助する。 a) 公共性があると認められる道路、排水路等の整備 b) 冬期間における公共性があると認めらえる道路の確保</p> <p>⑧大規模企業立地促進奨励金（上限5,000万円） 次の要件のいずれかを満たす場合、審査会の決定した奨励金額を交付。 a) 増加する常用従業員数が50人超。 b) 投資額（固定資産取得額等）が製造業の場合は5億円超、その他業種の場合は2億円超であること。 c) その他、地域経済への著しい貢献が認められる又は見込まれること。</p>	増加する常用従業員数	交付額	3人（2人）以上10人未満	1人あたり10万円（2万円/年）	10人以上30人未満	1人あたり15万円（3万円/年）	30人以上	1人あたり20万円（4万円/年）
	増加する常用従業員数	交付額							
3人（2人）以上10人未満	1人あたり10万円（2万円/年）								
10人以上30人未満	1人あたり15万円（3万円/年）								
30人以上	1人あたり20万円（4万円/年）								

(次頁へつづく)

次のいずれにも該当すること。

①県の承認を受けた地域経済牽引事業計画に従って地域経済牽引事業を行う者

②業種の要件

施設農業、林業、水産養殖業、建設業、製造業、運輸業、電気業、ガス業、熱供給業、データセンター、民間放送業、情報サービス業、繊維品卸売業、農畜産物・水産物卸売業、宿泊業、農林水産物等販売業、市長が特に認めた事業

③取得固定資産（土地・家屋、償却資産）が新設の場合は3,000万円以上、増設は1,000万円以上（3年以上の賃貸借契約に基づく償却資産の取得価格相当額を含む）

④公害発生の恐れのないもの

⑤建築基準法による用途地域の制限を超えないこと。

⑥増加する常用従業員数

要件

事業の名称	小規模企業者の定義	日本標準産業分類における区分			増加常用従業員数		
		大分類	中分類	小分類	小規模企業者以外	小規模企業者	
施設農業	20人以下	農業、林業	農業	耕種農業	3人	2人	
林業			林業	育林業、林業サービス業			
水産養殖業			漁業	水産養殖業			内水面養殖業
建設業		20人以下	建設業			3人	2人
製造業			製造業				
運輸業			運輸業、郵便業				
電気業			電気・ガス・熱供給業・水道業	電気業	電気業		
ガス業		ガス業		ガス業			
熱供給業		熱供給業		熱供給業			
データセンター	5人以下	情報通信業	通信業	固定電気通信業	3人	2人	
民間放送業		情報通信業	放送業	民間放送業（有線放送業を除く）			
情報サービス業		情報通信業	情報サービス業				
繊維品卸売業		卸売業、小売業	繊維・衣服等卸売業	繊維品卸売業			
農畜産物・水産物卸売業		卸売業、小売業	飲食料品卸売業	農畜産物・水産物卸売業			
宿泊業	20人以下	宿泊業、飲食サービス業	宿泊業				
農林水産物等販売業	市内において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に市外の者に販売する事業						
上記のほか、産業振興と雇用創出に資するとして市長が認めた事業						10人	10人

問合せ先

十日町市産業政策課 産業振興係 ☎025-757-3139

3 設備投資に係る固定資産税の減免

(継続)

減免措置	取得した設備投資に係る固定資産税を次の範囲で減免（3年間） 課税標準額が3,000万円以下・・・10/10 課税標準額が3,000万円超え・・・課税標準額3,000万円までの減免 ※設備の取得にあたり、国等の補助金を受けた場合は減免額が変動する。																							
要件	次のいずれにも該当すること。 ①市内に主たる事務所を置く次の業種の企業 <table border="1" data-bbox="384 461 1410 804"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業の名称</th> <th colspan="3">日本標準産業分類における区分</th> </tr> <tr> <th>大分類</th> <th>中分類</th> <th>小分類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業</td> <td>製造業</td> <td>/</td> <td>/</td> </tr> <tr> <td>繊維品卸売業</td> <td>卸売業、小売業</td> <td>繊維・衣服等卸売業</td> <td>繊維品卸売業</td> </tr> <tr> <td>農畜産物・水産物卸売業</td> <td>卸売業、小売業</td> <td>飲食料品卸売業</td> <td>農畜産物・水産物卸売業</td> </tr> <tr> <td>宿泊業</td> <td>宿泊業、飲食サービス業</td> <td>宿泊業</td> <td>/</td> </tr> </tbody> </table> 上記のほか、産業振興に資するとして市長が認めた事業 ②次の資産を取得すること。 a)「家屋」（新設・増設） b)「償却資産」（新設・増設）※土地除く。 ③上記②の取得金額が1,000万円～2億円であること。 ④既存の雇用人数の維持（取得後3年間） ※企業設置奨励条例・企業投資促進条例の適用企業は本課税の減免の対象外。 ※本課税の減免は、1企業1回限りとする。	事業の名称	日本標準産業分類における区分			大分類	中分類	小分類	製造業	製造業	/	/	繊維品卸売業	卸売業、小売業	繊維・衣服等卸売業	繊維品卸売業	農畜産物・水産物卸売業	卸売業、小売業	飲食料品卸売業	農畜産物・水産物卸売業	宿泊業	宿泊業、飲食サービス業	宿泊業	/
事業の名称	日本標準産業分類における区分																							
	大分類	中分類	小分類																					
製造業	製造業	/	/																					
繊維品卸売業	卸売業、小売業	繊維・衣服等卸売業	繊維品卸売業																					
農畜産物・水産物卸売業	卸売業、小売業	飲食料品卸売業	農畜産物・水産物卸売業																					
宿泊業	宿泊業、飲食サービス業	宿泊業	/																					
問合せ先	十日町市産業政策課 産業振興係 ☎025-757-3139																							

4 先端設備導入に係る固定資産税の減免

(継続)

対 象 者	市が策定した導入促進基本計画に基づいて「先端設備等導入計画」を作成し、市の認定を受けた中小企業者等																											
先端設備等導入計画の主な要件	<p><計画期間> 3年間～5年間 <労働生産性(※)> 計画期間において、年平均3%以上向上すること。 <投資利益率> 計画期間において、年平均5%以上となること <計画内容> 市の導入促進基本計画に適合するもの ※労働生産性 = (営業利益 + 人件費 + 減価償却費) / 労働投入量 (労働者数又は労働者数 × 1人当たり年間就業時間) ※投資利益率 = (営業利益 + 減価償却費) の増加額 / 設備投資額</p>																											
支 援 措 置	<p>○認定事業者に対する一部補助金における優先採択 (国・審査時の加点) ○計画に基づく事業に必要な資金繰りを支援 (信用保証) ○一定要件を満たす設備取得について固定資産税の特例措置 (下記)</p>																											
固定資産税の特例措置	<p>上記手続きにより市から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づき、①中小企業者等が②適用期間内に③一定の設備を新規取得した場合、新規取得設備に係る④固定資産税の課税に関する特例を受けることができます。</p> <table border="1" data-bbox="386 689 1407 1361"> <tr> <td data-bbox="386 689 619 757">①中小企業者等</td> <td colspan="3" data-bbox="625 689 1407 757"> ・資本金1億円以下の法人 ・常時使用する従業員数が1,000人以下の個人 等 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="386 757 619 790">②適用期間</td> <td colspan="3" data-bbox="625 757 1407 790">令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="386 790 619 1104">③一定の設備</td> <td colspan="3" data-bbox="625 790 1407 1104"> 投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備 【減価償却資産の種類 (最低取得価格)】 ◆機械装置 (160万円以上) ◆測定工具及び検査工具 (30万円以上) ◆器具备品 (30万円以上) ◆建物付属設備 (60万円以上) ※償却資産として課税されるもの </td> </tr> <tr> <td data-bbox="386 1104 619 1361" rowspan="3">④固定資産税に関する特例</td> <td data-bbox="625 1104 826 1193"></td> <td data-bbox="833 1104 1018 1193">固定資産取得の時期</td> <td data-bbox="1024 1104 1209 1193">固定資産の特例率</td> <td data-bbox="1216 1104 1407 1193">特例率が適用される期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="625 1193 826 1261">賃上げ表明あり</td> <td data-bbox="833 1193 1018 1261">R7.3.31まで</td> <td data-bbox="1024 1193 1209 1261">1/3</td> <td data-bbox="1216 1193 1407 1261">4年間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="625 1261 826 1361">賃上げ表明なし</td> <td data-bbox="833 1261 1018 1361">R7.3.31まで</td> <td data-bbox="1024 1261 1209 1361">1/2</td> <td data-bbox="1216 1261 1407 1361">3年間</td> </tr> </table>			①中小企業者等	・資本金1億円以下の法人 ・常時使用する従業員数が1,000人以下の個人 等			②適用期間	令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間			③一定の設備	投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備 【減価償却資産の種類 (最低取得価格)】 ◆機械装置 (160万円以上) ◆測定工具及び検査工具 (30万円以上) ◆器具备品 (30万円以上) ◆建物付属設備 (60万円以上) ※償却資産として課税されるもの			④固定資産税に関する特例		固定資産取得の時期	固定資産の特例率	特例率が適用される期間	賃上げ表明あり	R7.3.31まで	1/3	4年間	賃上げ表明なし	R7.3.31まで	1/2	3年間
①中小企業者等	・資本金1億円以下の法人 ・常時使用する従業員数が1,000人以下の個人 等																											
②適用期間	令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間																											
③一定の設備	投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備 【減価償却資産の種類 (最低取得価格)】 ◆機械装置 (160万円以上) ◆測定工具及び検査工具 (30万円以上) ◆器具备品 (30万円以上) ◆建物付属設備 (60万円以上) ※償却資産として課税されるもの																											
④固定資産税に関する特例		固定資産取得の時期	固定資産の特例率	特例率が適用される期間																								
	賃上げ表明あり	R7.3.31まで	1/3	4年間																								
	賃上げ表明なし	R7.3.31まで	1/2	3年間																								
問 合 せ 先	十日町市産業政策課 産業振興係 ☎025-757-3139																											

5 過疎地域での設備投資を支援するための優遇税制（過疎条例）

（継続）

対象地域	産業振興促進区域 （過疎地域持続的発展市町村計画において市町村が定める地域）								
対象者	ア 製造業、旅館業、情報サービス業等、農林水産物等販売業を行う法人又は個人（過疎地域持続的発展市町村計画において定められた業種に限る） イ 畜産業、水産業を行う個人 ※個人の畜産業、水産業は生産設備の取得価格ではなく、当該事業の労働日数（延べ労働日数の1/3超、かつ、1/2以下の場合に限る）による。								
適用要件	家屋・生産設備等の取得価額の合計額 （業種、資本金別に要件が異なります。） 【製造業、旅館業】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金</th> <th>取得価額（合計額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,000万円以下</td> <td>500万円以上</td> </tr> <tr> <td>～1億円以下</td> <td>1,000万円以上</td> </tr> <tr> <td>1億円超</td> <td>2,000万円以上</td> </tr> </tbody> </table> ※資本金が5,000万円を超える法人においては、新設、増設に限る。 【情報サービス業等及び農林水産物等販売業又は個人】 資本金の額に関係なく取得価額（合計額）が500万円以上	資本金	取得価額（合計額）	5,000万円以下	500万円以上	～1億円以下	1,000万円以上	1億円超	2,000万円以上
資本金	取得価額（合計額）								
5,000万円以下	500万円以上								
～1億円以下	1,000万円以上								
1億円超	2,000万円以上								
優遇措置	アの者 ・不動産取得税：課税免除 ・事業税（所得割及び収入割）：課税免除（3年間）（注1） イの者 ・個人事業税（5年間）の課税免除 （注1）個人事業税…工場等を事業の用に供した日の属する年以後3年（産業立地条例で新規常用雇用者10人以上の場合は6年）以内の各年 法人事業税…工場等を事業の用に供した日の属する事業年度開始の日から3年（産業立地条例で新規常用雇用者10人以上の場合は6年）以内に終了する各事業年度								
課税免除の対象	○不動産取得税 ・家屋は対象となった部分に係る税額 ・土地は当該家屋の対象部分の垂直投影部分に係る税額 ※土地は取得後1年以内に建物の建設着手がある場合に限り適用 ○事業税（所得割及び収入割） ・県内の事務所・事業所の従業員数に対する新設・増設した設備に直接従事する従業員数の割合に応じた所得に係る税額 ※畜産業、水産業については、当該事業に係る税額								
申請期限	○不動産取得税：課税免除等を受けようとする不動産を事業の用に供した日を含む事業年度の事業税申告書の提出期限 ○法人事業税：課税免除等を受けようとする事業年度の申告書の提出期限 ○個人事業税：課税免除等を受けようとする年度の前年度の所得税の確定申告期限								
問合せ先	新潟県産業労働部 産業立地課 ☎025-280-5247（直通） 又は 南魚沼地域振興局県税部 課税課 ☎025-772-2660								

6 成長性の高い新たな事業を支援するための優遇税制

(更新)

(地域経済牽引事業条例)

<p>対 象 者</p>	<p>地域未来投資促進法に基づく「地域経済牽引事業計画」の県承認を受けた事業で、かつ主務大臣による先進性等の確認を受けた事業者 ※課税免除を受けるには、建物の建築着手日までに地域経済牽引事業計画の承認を受け、かつ建物や設備の取得前に主務大臣による先進性等の確認を受ける必要あり(別途、申請期限までに課税免除申請が必要)。 ※県承認要件及び主務大臣確認要件については、お問合わせください。 ※十日町市の基本計画の承認要件については、十日町市産業政策課にお問合わせ下さい。</p>
<p>適 用 要 件</p>	<p>ア 不動産取得税 ・減価償却資産取得額が前年度減価償却費の20%以上 ・家屋(建物・同付属設備)、構築物、事業用地(工場等の対象部分の垂直投影部分)の取得価額の合計額 <u>1億円超(農林漁業関連業種に係るものは5,000万円超)</u> イ 事業税(所得割・収入割)・法人税県民割(超過課税) ・各減税年度の新潟県事業税(所得割・収入割)課税標準額が事業開始前5年間平均+5%以上</p>
<p>優 遇 措 置</p>	<p>アの要件を満たす者 ○不動産取得税：課税免除 イの要件を満たす者 ○事業税(所得割・収入割)：1/2(3年間) ○法人県民税(超過課税分)：1/2(3年間)</p>
<p>課税免除の 対 象</p>	<p>○不動産取得税 ・家屋は対象となった部分に係る税額 ・土地は当該家屋の対象部分の垂直投影部分に係る税額 ※土地は取得後1年以内に建物の建設着手がある場合に限り適用 ○事業税(所得割及び収入割) 地域経済牽引事業の用に供する施設・設備相当部分 ○法人県民税：法人県民税超過課税額(新潟県課税分)</p>
<p>申 請 期 限</p>	<p>○不動産取得税：課税免除を受けようとする不動産を事業の用に供した日の属する事業年度に係る事業税の申告書の提出期限 ○事業税・法人県民税：不均一課税を受けようとする事業年度の申告書の提出期限</p>
<p>問 合 せ 先</p>	<p>新潟県産業労働部 産業立地課 ☎025-280-5247(直通) 又は 南魚沼地域振興局県税部 課税課 ☎025-772-2660</p>

7 産業立地促進地域への立地を支援するための優遇税制

(更新)

(産業立地条例)

対 象 者	対象地域内において事業用地・事業用家屋を取得した製造業、情報サービス業、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業、情報通信技術利用業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、植物工場、生育環境を制御する陸上での水産動植物養殖業、データセンターを行う法人及び個人
対 象 地 域	産業立地促進地域 ※十日町市内の産業立地促進地域については、新潟県産業立地課にお問い合わせ下さい。
適 用 要 件	○家屋（建物・同付属設備）、構築物の取得価額の合計額 ※土地は含まれない。 1億円超 ○新設・増設した事業用家屋において、当該事業の用に供したことに伴って増加する常用雇用者 3人以上 ※常用雇用者の要件：県内に住所を有する者かつ雇用保険の一般被保険者
優 遇 措 置	○不動産取得税：課税免除 ○事業税（所得割・収入割）、法人県民税（超過課税）：1/2 ・新規常用雇用者3～9人：3年間（注1） ・新規常用雇用者10人以上：6年間（注1） （注1）個人事業税…工場等を事業の用に供した日の属する年以後3年（新規常用雇用者10人以上の場合は6年）以内の各年 法人事業税…工場等を事業の用に供した日の属する事業年度開始の日から3年（新規常用雇用者10人以上の場合は6年）以内に終了する各事業年度
課 税 免 除 等 の 額	○事業税 ・県内の事務所・事業所の従業員数に対する新設・増設した事業用家屋に係る従業員数の割合に応じた所得に係る税額 ○不動産取得税 ・事業用家屋及び事業用土地全体に係る税額 ※土地は、事業用家屋の敷地である土地を対象とし、その取得後2年以内に事業用家屋の建設着手がある場合に限り適用。 ○法人県民税（超過課税） ・所定の方法により計算された税額
申 請 期 限	○不動産取得税：課税免除等を受けようとする不動産を事業の用に供した日を含む事業年度の事業税申告書の提出期限 ○法人事業税：課税免除等を受けようとする事業年度の申告書の提出期限 ○個人事業税：課税免除等を受けようとする年度の前年度の所得税の確定申告期限
問 合 せ 先	新潟県産業労働部 産業立地課 ☎025-280-5247（直通） 又は 南魚沼地域振興局県税課 課税課 ☎025-772-2660

8 本社機能の移転・拡充を伴う設備投資の優遇税制

(更新)

(産業拠点強化条例)

<p>対 象 者</p>	<p>地方活力向上地域内の特定業務施設（※1）を新増設した認定事業者（※2）（法人又は個人）（風俗関連産業を除く） ※1 事務所（調査・企画、情報処理、研究開発、国際事業、情報サービス業、その他管理業務部門）、研究所、工場等における研究開発部門、研修所 ※2 整備計画を作成し、県の認定を受けた事業者</p>																				
<p>適 用 要 件</p>	<p>・減価償却資産の取得価額の合計額 3,800万円以上（中小企業者は1,900万円以上） ・（計画認定の要件として）増加させる従業員数が5人以上（中小企業者は1人以上）</p>																				
<p>優 遇 措 置</p>	<p>○法人税の優遇制度（地方拠点強化税制）</p> <table border="1" data-bbox="360 562 1441 1037"> <thead> <tr> <th data-bbox="360 562 903 618">移転型（東京23区から地方に移転）</th> <th data-bbox="903 562 1441 618">拡充型（地方における企業の拠点拡充）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="360 618 903 703">東京23区から本社機能を移転する企業には、優遇制度を上乗せ</td> <td data-bbox="903 618 1441 703">地方において本社機能を拡充する企業（東京23区以外からの移転を含む）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="360 703 903 831">●オフィス減税 建物等の取得価格に対し、特別償却25%または税額控除7%</td> <td data-bbox="903 703 1441 831">●オフィス減税 建物等の取得価格に対し、特別償却15%または税制控除4%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="360 831 903 1037">●雇用促進税制 増加雇用者1人当たり最大90万円を税額控除（最大50万円+上乗せ分40万円） 上乗せ分は最大3年間継続、3年間1人最大170万円</td> <td data-bbox="903 831 1441 1037">●雇用促進税制 1人当たり30万円の税額控除</td> </tr> </tbody> </table> <p>○県税の優遇制度</p> <table border="1" data-bbox="360 1106 1441 1364"> <thead> <tr> <th data-bbox="360 1106 632 1205"></th> <th data-bbox="632 1106 903 1205">移転型 （東京23区から本社機能を移転）</th> <th data-bbox="903 1106 1174 1205">拡充型 （東京23区以外から本社機能を移転）</th> <th data-bbox="1174 1106 1441 1205">拡充型 （県内の拠点拡充）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="360 1205 632 1283">不動産取得税</td> <td data-bbox="632 1205 903 1283">課税免除</td> <td data-bbox="903 1205 1174 1283">税率1/10</td> <td data-bbox="1174 1205 1441 1283">税率1/10</td> </tr> <tr> <td data-bbox="360 1283 632 1364">事業税 （所得割・収入割）</td> <td data-bbox="632 1283 903 1364">課税免除</td> <td data-bbox="903 1283 1174 1364">—</td> <td data-bbox="1174 1283 1441 1364">—</td> </tr> </tbody> </table>	移転型（東京23区から地方に移転）	拡充型（地方における企業の拠点拡充）	東京23区から本社機能を移転する企業には、優遇制度を上乗せ	地方において本社機能を拡充する企業（東京23区以外からの移転を含む）	●オフィス減税 建物等の取得価格に対し、特別償却25%または税額控除7%	●オフィス減税 建物等の取得価格に対し、特別償却15%または税制控除4%	●雇用促進税制 増加雇用者1人当たり最大90万円を税額控除（最大50万円+上乗せ分40万円） 上乗せ分は最大3年間継続、3年間1人最大170万円	●雇用促進税制 1人当たり30万円の税額控除		移転型 （東京23区から本社機能を移転）	拡充型 （東京23区以外から本社機能を移転）	拡充型 （県内の拠点拡充）	不動産取得税	課税免除	税率1/10	税率1/10	事業税 （所得割・収入割）	課税免除	—	—
移転型（東京23区から地方に移転）	拡充型（地方における企業の拠点拡充）																				
東京23区から本社機能を移転する企業には、優遇制度を上乗せ	地方において本社機能を拡充する企業（東京23区以外からの移転を含む）																				
●オフィス減税 建物等の取得価格に対し、特別償却25%または税額控除7%	●オフィス減税 建物等の取得価格に対し、特別償却15%または税制控除4%																				
●雇用促進税制 増加雇用者1人当たり最大90万円を税額控除（最大50万円+上乗せ分40万円） 上乗せ分は最大3年間継続、3年間1人最大170万円	●雇用促進税制 1人当たり30万円の税額控除																				
	移転型 （東京23区から本社機能を移転）	拡充型 （東京23区以外から本社機能を移転）	拡充型 （県内の拠点拡充）																		
不動産取得税	課税免除	税率1/10	税率1/10																		
事業税 （所得割・収入割）	課税免除	—	—																		
<p>不均一課税の額</p>	<p>○事業税 ・県内の事務所・事業所の従業員数に対する新・増設した特定業務施設に係る従業員数の割合に応じた所得に係る税額 ○不動産取得税 ・家屋は対象となった部分に係る税額。土地は当該家屋の対象部分の垂直投影部分に係る税額（土地は取得後1年以内に建物の建築着手があった場合に限り適用）</p>																				
<p>問 合 せ 先</p>	<p>新潟県産業労働部 産業立地課 ☎025-280-5247（直通）</p>																				

9 未来創造産業立地促進補助金		(更新)
	製造業等立地支援型	IT・コールセンター等進出支援型
対象地域	県内全域	
対象企業の要件	<p>県が本県への立地または拡張を働きかけている企業であって、次の要件を満たすこと。</p> <p>○地域未来投資促進法の地域経済牽引事業計画の承認を受ける又は受けることが見込まれること。</p> <p>○事業開始1年を経過した時点で新規常用者等が5人以上となる企業</p>	
補助内容	<p>○事業開始後1年以内に事業開始前と比較して2億円以上付加価値額が増加する企業</p>	<p>○事業開始後5年以内に単年度の付加価値創出額が事業開始前と比較して2億円以上増加し、かつ、事業開始から5年間の売上が年平均20%程度以上増加する計画の企業</p> <p>ただし、県外情報関係企業の新設に係るものについては、事業開始後5年以内に単年度の付加価値額が4,243万円を超える計画の企業</p>
補助限度額	<p>(1) 事業拠点設置 (基礎支援)</p> <p>①-1: 新設 建物を除いた投下償却資産額の10%</p> <p>①-2: 増設 建物を除いた投下償却資産額の5%</p> <p>※①-1、2いずれも投下償却資産額が5億円を超える場合に限る。</p> <p>②生産設備の賃借料(1年間)の1/2</p> <p>③事業所、雇用確保に必要な施設(福利厚生施設、社員住宅等)の賃借料の1/2(1年間)</p> <p>(2) 体制整備 (上乘支援)</p> <p>①人材確保等(採用活動、研修、転勤費用等)年間経費の1/2(1年間) ※新卒・U・Iターンに限る。</p> <p>②新規雇用者(正規)等の月額給与の1/2(1年間)</p>	
適用	<p>提出いただく事業計画等から県税収見込みを試算の上、予算の範囲内で決定。 ※詳しくはお問合せください。</p> <p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用にあたっては事前手続き・審査が必要になります。 ・補助金は原則5年間での分割交付となります。 ・補助金交付額は付加価値増加額の目標の達成率等に応じて決定されます。 ・交付後5年以内に撤退した場合は、返還いただきます。 ・予算がなくなり次第、受付を終了します。 <p>【製造業のみ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・着工の1ヶ月までに申請が必要です。 	
問合せ先	新潟県産業労働部 産業立地課 ☎025-280-5247 (直通)	

10 企業設置資金（1 企業設置奨励措置の②）		（継続）
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ●利 率 固定型金利（信保付）1.10% <li style="padding-left: 20px;">固定型金利（その他）1.30% ●限 度 額 1億5,000万円（特に市長が認めた場合は2億円） ●償還期間 10年（据置期間1年以内を含む） 	
要 件	<ul style="list-style-type: none"> ・「十日町市企業設置奨励条例」により奨励企業の指定を受けること。 ・設備投資に係る資金の借入であること。 ・取扱金融機関は十日町市内に支店のある銀行等（第四北越銀行津南支店含む）。 	
信用保証料 補給	<ul style="list-style-type: none"> ●対象貸付額 5,000万円以下（5,000万円超えの場合は、5,000万円相当分） ●対象機関 新潟県信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会、農林漁業信用基金 	
問 合 せ 先	十日町市産業政策課 産業振興係 ☎025-757-3139	

11 企業投資資金（2 企業投資支援措置の②）		（継続）
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ●利 率 固定型金利（信保付）1.10% <li style="padding-left: 20px;">固定型金利（その他）1.30% ●限 度 額 1億5,000万円（特に市長が認めた場合は2億円） ●償還期間 10年（据置期間1年以内を含む） 	
要 件	<ul style="list-style-type: none"> ・「十日町市企業投資促進条例」により支援企業の指定を受けること。 ・設備投資に係る資金の借入であること。 ・取扱金融機関は十日町市内に支店のある銀行等（第四北越銀行津南支店含む）。 	
信用保証料 補給	<ul style="list-style-type: none"> ●対象貸付額 5,000万円以下（5,000万円超えの場合は、5,000万円相当分） ●対象機関 新潟県信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会、農林漁業信用基金 	
問 合 せ 先	十日町市産業政策課 産業振興係 ☎025-757-3139	

12 企業立地促進資金貸付金		（継続）										
対 象 者	次のいずれかの投資を行う企業 ①新たに用地を取得し工場等を建設する企業 ②既存工場等の立地敷地内に工場等を増設する企業 ③既存工場等内に新たに機械設備等を増設する企業（機械設備等の更新・入替は対象外）											
対 象 用 地	県内全域											
業 種	製造業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、自然科学研究所、その他本社機能（事務所、研究所、研修所）に係るもの等											
貸付限度額	5億円（特認10億円）											
償 還 期 間	15年以内（うち据置2年以内を含む）											
貸 付 利 率	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">融資期間</th> <th style="width: 50%;">利率（固定）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～5年</td> <td>0.70%</td> </tr> <tr> <td>～7年</td> <td>0.90%</td> </tr> <tr> <td>～10年</td> <td>1.10%</td> </tr> <tr> <td>～15年</td> <td>1.30%</td> </tr> </tbody> </table>		融資期間	利率（固定）	～5年	0.70%	～7年	0.90%	～10年	1.10%	～15年	1.30%
融資期間	利率（固定）											
～5年	0.70%											
～7年	0.90%											
～10年	1.10%											
～15年	1.30%											
貸 付 条 件	新規常用雇用者3人以上											
貸付対象の用途	① 用地取得及び造成 ②工場建設資金 ③付属施設及び機械設備等											
問 合 せ 先	新潟県産業労働部 産業立地課 ☎025-280-5247（直通）											

13 地域ICT立地強化雇用創造事業 (更新)	
事業概要	新潟県に進出するICT企業に、通常賃料等の4割でオフィスを提供する(=6割分を新潟県が補助)。
対象企業(入居企業)	新潟県内にICT関連事業※を行う支店・事業所等を設置していない企業 ※情報通信産業(放送業除く)・コールセンター業・自(他)社BPO業務
対象期間	賃料発生日より12か月間
事業スキーム	<p>新潟県に進出するICT企業に通常賃料等(賃料および共益費・税込)の4割(6割支援)でオフィスを提供</p> <p>※対象企業 県外から新たに進出する企業 ●コンタクトセンター、BPOセンター等を含む</p>
問合せ先	新潟県産業労働部 産業立地課 ☎025-280-5248 (直通)

補助金・助成金

1 4 未来を拓く創業応援事業補助金 (継続)	
対 象 者	<p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>①十日町市が主催する創業支援事業(※)に提案し、市が委託する専門家から事業化見込の承認を受けた「事業化承認プラン」、または市が実施するビジネスプラン審査会に「事業化承認プラン」を提案し、承認を受けたビジネスプランについて、承認日の翌年度末までに市内において事業を開始する個人、団体又は法人であること。</p> <p>②公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業を行う者でないこと。</p> <p>③納付期限の到来した市税を完納していること。</p> <p>※創業支援事業…創業塾及び中小企業診断士等の専門家による創業相談等 詳細はお問い合わせください。</p>
対 象 経 費	<p>ビジネスプランの事業化に要する経費で次に掲げるもの</p> <p>①設備に係る経費(機械装置、工具器具の購入・据付費等)、事務所等の新築・改修・賃借に係る経費</p> <p>②試作品製作に要する経費(旅費、原材料費、謝礼等)</p> <p>③人件費(補助対象者が個人の場合は、補助対象者及び3親等以内の親族並びに補助対象者が法人又は任意の団体の場合は、当該法人又は任意の団体の役員を除く。)</p> <p>④広告宣伝費(イベント開催経費、展示会出展経費、消耗品費、旅費、印刷費、講師謝礼等)</p> <p>⑤クラウドファンディングに係る経費</p> <p>⑥その他市長が必要と認める経費</p>
助成金額等	<p>①ビジネスプラン審査会最優秀プラン 補助率3/4以内(上限100万円)</p> <p>②ビジネスプラン審査会優秀プラン 補助率3/4以内(上限30万円)</p> <p>③事業化承認プラン 補助率1/2以内(上限15万円)</p>
問 合 せ 先	十日町市産業政策課 産業振興係 ☎025-757-3139

1 5 ベンチャー企業創出事業(助成金) (継続)	
対 象 者	自らの独創的な技術やアイデアをもとに、新潟県内で新規に創業しようとする個人、グループ又は、申請時点において決算を5期終えていない中小企業
対 象 事 業	新製品・新サービス・新技術の開発やその提供を目的とした、新潟県内における新規創業事業で県内企業の活性化等の成果が期待されるもの
助成金額等	<p>● 助成率 助成対象経費の2/3以内</p> <p>● 限度額 500万円以内</p> <p>● 助成期間 交付決定から最長1年間</p>
対 象 経 費	<p>① 事業拠点開設費：事業開始に必要な機械設備・工具器具等の購入・改良・借用・修繕に要する経費、事業所の増改築費</p> <p>② 事業促進費：事業促進に必要な原材料費、外注加工費、賃借料、旅費、消耗品費、通信運搬費、広告宣伝費、資料購入費、市場調査費、専門家謝金</p> <p>※消費税は助成対象経費となりません。</p>
問 合 せ 先	(公財)にいがた産業創造機構 産業創造グループ 起業・創業支援チーム ☎025-246-0051

16 起業チャレンジ応援事業（助成金）		（継続）
対象者	(1) 公募開始日から事業実施期間終了までに創業に至ると見込まれる者 (2) 県外に在住の場合、事業実施期間終了までに県内に転居する者	
対象事業	デジタル技術を活用し、新潟県内での地域課題や社会課題の解決に資する事業	
助成金額等	<ul style="list-style-type: none"> ● 助成率 助成対象経費の1/2以内 ● 限度額 200万円以内 ● 助成期間 交付決定日から令和7年2月末まで 	
対象経費	① 事業拠点開設費：事業開始に必要な機械設備、工具器具等の購入・改良・借用・修繕に要する経費、事業所の増改築費、法人登記費用、消耗品費 ② 事業促進費：人件費、賃借料、光熱水費、通信運搬費、広告宣伝費 ※消費税は助成対象経費となりません。	
問合せ先	(公財)にいがた産業創造機構 産業創造グループ 起業・創業支援チーム ☎025-246-0051	

17 U・Iターン創業応援事業（助成金）		（継続）
対象者	U・Iターンにより県内に移住し公募開始日から事業実施期間終了までに創業に至ると見込まれる者 ※既に県内に転居している場合、公募開始日時点で転居後1年以内の者が対象	
対象事業	デジタル技術を活用し、新潟県内での地域課題や社会課題の解決に資する事業	
助成金額等	<ul style="list-style-type: none"> ● 助成率 助成対象経費の1/2以内 ● 限度額 200万円以内 ● 助成期間 交付決定日から令和7年2月末まで 	
対象経費	② 事業拠点開設費：事業開始に必要な機械設備、工具器具等の購入・改良・借用・修繕に要する経費、事業所の増改築費、法人登記費用、消耗品費 ② 事業促進費：人件費、賃借料、光熱水費、通信運搬費、広告宣伝費 ※消費税は助成対象経費となりません。	
問合せ先	(公財)にいがた産業創造機構 産業創造グループ 起業・創業支援チーム ☎025-246-0051	

18 新規創業支援資金融資 (更新)	
対 象 者	<p>市内で事業を営む又は営もうとする創業者であって、次の要件のいずれかに該当する者。ただし、風俗営業等は対象外。</p> <p>①事業を営んでいない個人で、1月以内に新たな事業を行う計画を有しているもの、または新たな事業開始から5年を経過していないもの</p> <p>②事業を営んでいない個人で、2月以内に新たな会社を設立し事業を行う具体的計画を有しているもの、または設立から5年を経過していないもの</p> <p>③会社が新たに設立した会社で、事業を行う具体的計画を有しているもの、または設立から5年を経過していないもの</p> <p>④個人事業主が法人成りした場合で、事業を開始した日以後5年を経過していないもの。</p>
貸付条件	<p>●資金使途：設備資金、運転資金</p> <p>●利率：固定型金利（信保付）年1.60%（7年以内） 1.80%（7年超10年以内） 固定型金利（その他）年2.10%（7年以内） 2.30%（7年超10年以内） 変動型金利 取扱い金融機関の短期プライムレートに準じた率</p> <p>●限度額：2,500万円（設備資金、運転資金合計）</p> <p>●償還期間：設備資金 10年以内（据置2年以内） 運転資金 7年以内（据置1年以内） 運転・設備資金併用7年以内（据置1年以内）</p> <p>●金融機関：第四北越銀行、大光銀行、新潟県信用組合、魚沼農業協同組合の市内各支店（第四北越銀行津南支店、魚沼農業協同組合本店含む）</p> <p>●信用保証料：新潟県信用保証協会保証料の50%を市で補給</p> <p>●保証人、担保については、取扱金融機関とご相談ください</p>
問合せ先	十日町市産業政策課 経営支援係 ☎025-757-3139

19 中小企業創業等支援資金融資 (更新)	
対 象 者	<p>●創業枠</p> <p>①創業者（これから事業を始めたい者）及び創業後5年を経過していない者</p> <p>②「金融機関提案型資金」は指定金融機関の定めるところによる。</p> <p>●第二創業枠</p> <p>①新事業・新分野への進出、又は事業転換等を行う者</p> <p>②「金融機関提案型資金」は指定金融機関の定めるところによる。</p> <p>●再チャレンジ枠</p> <p>経営状況の悪化等により事業の廃止や法人の解散を経験し、廃止や解散から5年を経過するまでに再起業する者及び再起業した者</p>
貸付条件	<p>●資金使途 運転資金、設備資金</p> <p>●利率 融資期間7年以内 信用保証付き（責任共有制度対象外）：年1.6% 信用保証付き（責任共有制度対象）：年1.8%</p> <p>融資期間7年超 信用保証付き（責任共有制度対象外）：年1.8% 信用保証付き（責任共有制度対象）：年2.0%</p> <p>●限度額 創業枠：3,500万円 （創業者は2,000万円を超える分は自己資金と同額まで） 第二創業枠：1億円 再チャレンジ枠：2,000万円（保証協会が行った代位弁済に対する債務の返済を含めることも可）</p> <p>●償還期間 設備資金：10年（据置2年以内） 運転資金：7年（据置1年以内）</p> <p>※「金融機関提案型資金」は指定金融機関の定めるところによる。</p>
問合せ先	新潟県産業労働部 地域産業振興課 ☎025-280-5240

20 新規開業資金 (更新)	
対象者	新たに事業を始める方または事業開始後おおむね7年以内の方(※1) (※1)「新たに営もうとする事業について、適正な事業計画を策定しており、当該計画を遂行する能力が十分であると認められる方」に限る。
貸付条件	<ul style="list-style-type: none"> ● 資金使途：新たに事業を始めるため、または事業開始後に必要とする設備資金及び運転資金 ● 限度額：7,200万円(うち運転資金4,800万円) ● 返済期間：設備資金：20年以内(うち据置5年以内) 運転資金：10年以内(うち据置5年以内) ※「廃業歴等があり、創業に再チャレンジする方」は、前事業に係る債務を返済するために必要な資金もお使いいただくことができ、運転資金は15年以内(うち据置期間5年以内)までご利用できます。 ● 利率：基準利率、特別利率A、B、C ※要件や事業内容などによって異なる利率が適用されます。 ※ご融資後に、利益率や雇用の関する一定の目標を達成した場合に利率を0.2%引き下げる「創業後目標達成型金利」のご用意もあります。 ● 担保・保証人：お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます。
問合せ先	日本政策金融公庫 長岡支店 国民生活事業 ☎0258-36-4360

21 女性、若者／シニア起業家支援資金 (継続)	
対象者	女性または35歳未満か55歳以上の方であって、新たに事業を始める方または事業開始後おおむね7年以内の方
貸付条件	<ul style="list-style-type: none"> ● 資金使途：設備資金および長期運転資金 ● 利率：信用リスク・融資期間などに応じて所定の利率が適用されます。ただし、担保を徴しない場合には、利率の引下げ措置があります。 ● 限度額：直接貸付 7億2千万円 代理貸付 1億2千万円 ● 償還期間：設備資金 20年以内(うち据置期間2年以内) 運転資金 7年以内(うち据置期間2年以内) ● 保証人：直接貸付において、一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要となります。
問合せ先	日本政策金融公庫 新潟支店 中小企業事業 ☎025-244-3122

22 創業支援貸付利率特例制度 (継続)	
対象者	新たに事業を始める方または事業開始後税務申告を2期終えていない方 ※一部ご利用いただけない融資制度があります。詳しくは支店の窓口までお問い合わせください
貸付条件	<ul style="list-style-type: none"> ● 限度額：各融資制度に定める融資限度額 ● 返済期間：各融資制度に定める返済期間以内 ● 利率：各融資制度に定める利率-0.65% ただし雇用の拡大を図る場合は、各融資制度に定める利率-0.9% <p>※資金使途、返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。 ※審査の結果、お客様のご希望に添えないことがあります。</p>
問合せ先	日本政策金融公庫 長岡支店 国民生活事業 ☎0258-36-4360

23 (公財) にいがた産業創造機構の専門家による助言 (継続)	
【新潟県よろず支援拠点】	
創業、売上拡大、商品開発、販売促進などのご相談を経験豊富なコーディネーター（弁護士、税理士、中小企業診断士、社会保険労務士、管理栄養士等）がお受けします。	
問合せ先	新潟県よろず支援拠点 ☎025-246-0058

その他

24 小規模企業者等設備貸与事業 (継続)	
内 容	創業や経営革新に取り組む県内企業の皆様が必要とする設備を、にいがた産業創造機構（NICO）が皆様に代わって購入し、割賦販売又はリースする制度です。
対 象 者	従業員20人以下の事業者（商業・サービス業（宿泊業及び娯楽業を除く）は5人以下）の事業者及び創業者 ※常時使用する従業員が50人以下の中小企業の方は次の要件に全て該当すれば対象になります。 ・金融機関（旧国民生活金融公庫、信用組合、信用金庫を除く）からの総借入残高が4億2千万円以下であること。 ・最近3ヶ年の決算における平均利益（経常利益）3,500万円以下であること。 ・法人企業は大企業からの出資が1/3以下であること。
貸与条件	【割賦販売方式】 ●対象設備 創業や経営の革新のために必要と認められる設備 ※建物及び工事関係は対象外 ●利 率 基準金利 年1.2%（固定）（優遇利率が適用される場合があります。） ●限 度 額 100万円～1億円 ●返済期間 法定耐用年数以内で3～10年 ●連帯保証人 原則として代表者のみ ※不動産担保等を提供していただく場合があります。 【リース方式】 ●対象設備 創業や経営の革新のために必要と認められる設備 ※建物及び工事関係は対象外 ●利 率 基準リース利率 3年2.928%～10年0.974% （優遇利率が適用される場合があります。） ●限 度 額 100万円～1億円 ●返済期間 設備の法定耐用年数に応じて3年～10年 ●連帯保証人 原則として代表者のみ。 ※不動産担保等を提供していただく場合があります。
問合せ先	(公財) にいがた産業創造機構 産業創造グループ 経営革新支援チーム ☎025-246-0056

資金を借りる

25 フロンティア企業支援資金融資 (更新)	
対 象 者	<p>①新技術・新事業等展開枠 新技術、新商品等の開発に取り組みたい者または先端技術機器等を導入したい者</p> <p>②脱炭素枠 脱炭素に資する新エネルギー・省エネルギー設備を導入したい者または脱炭素分野の研究開発をしたい者</p> <p>③DX 推進枠 DX に資する製品・サービスの開発に取り組みたい者またはデジタル技術を活用した設備導入により生産プロセス・サービス提供の改善等に取り組みたい者</p> <p>④設備投資促進枠 事業規模拡大、経営効率化、事業転換または新分野進出を目的として設備を導入したい者</p>
貸 付 条 件	<p>①新技術・新事業等展開枠および②脱炭素枠および③DX 推進枠</p> <p>●利 率 信用保証付き（責任共有制度対象外）：年 1.65% 信用保証付き（責任共有制度対象）：年 1.85%</p> <p>●限 度 額 5,000 万円</p> <p>●償還期間 設備資金：①7 年以内（据置 2 年以内） ②③10 年以内（据置 2 年以内） 運転資金：①②③5 年以内（据置 1 年以内）</p> <p>④設備投資促進枠</p> <p>●利 率 融資期間 7 年以内 信用保証付き（責任共有制度対象外）：年 1.65% 信用保証付き（責任共有制度対象）：年 1.85% 融資期間 7 年超 信用保証付き（責任共有制度対象外）：年 1.85% 信用保証付き（責任共有制度対象）：年 2.05% 労働生産性向上に資する設備導入または小規模企業者は、上記から▲0.15%</p> <p>●限 度 額 1 億円（最低融資額 1,000 万円） 労働生産性向上に資する設備導入の場合は、2 億 8,000 万円</p> <p>●償還期間 設備資金：10 年以内（据置 2 年以内）</p>
問 合 せ 先	<p>新潟県産業労働部 地域産業振興課 ☎025-280-5240</p>

対 象 者	<p>次のいずれかに該当する方</p> <p>① 「経営革新計画」の承認を受けた方</p> <p>② 「基盤確立事業実施計画」の認定を受けた方</p> <p>(1) 環境負荷の低減に資する資材または機械類その他の物件の生産および販売に関する事業</p> <p>(2) 環境負荷の低減に資する機械類その他の物件を使用させる契約に基づき当該物件を使用させることに関する事業</p> <p>③ 「経営力向上計画」の認定を受けた方</p> <p>④ 中小企業等経営強化法に基づく中小企業等の経営強化に関する基本方針に定める新たな取り組みを行い、2年間で4%以上の付加価値額の伸び率が見込まれる方</p> <p>⑤ 技術・ノウハウ等に新規性がみられる方</p> <p>次のいずれかの事業を行う方が対象</p> <p>(1) 他企業において利用されていない知的財産権に係る技術を利用して行う事業</p> <p>(2) SBIR 制度における指定補助金等または特定新技術補助金等の交付決定を受けて開発した技術を利用して行う事業</p> <p>(3) 新規中小企業者（エンジェル税制の一定の要件を満たす方）が行う事業</p> <p>(4) 国の技術ニーズに関するフィージビリティスタディ調査等を踏まえて研究開発に取り組む事業</p> <p>(5) J-Startup プログラムまたは J-Startup 地域版プログラムに選定された方が取り組む研究開発やその事業化に関する事業</p> <p>⑥ 上記①～⑤に該当しない方で、次のいずれかに該当する方</p> <p>(1) 新たに第二創業（経営多角化・事業転換・新市場進出）を図る方</p> <p>(2) 第二創業後おおむね5年以内の方</p>
貸付条件	<p>●資金使途：当該事業を行うために必要とする設備資金および運転資金</p> <p>●限度額：7,200万円（うち運転資金4,800万円）</p> <p>●返済期間：設備資金：20年以内（うち据置2年以内） 運転資金：7年以内（うち据置2年以内）</p> <p>●利率：上記①、②に該当する方：特別利率B（土地にかかる資金は基準利率） 上記③に該当する方：基準利率。ただし、設備資金については、特別利率B（土地及び建物にかかる資金は基準利率） 上記④に該当する方：基準利率。ただし、事業計画を策定したことがない方が、認定支援機関又は公庫の経営指導を受けて、一定の要件を満たす事業計画書を策定する場合は、特別利率P（土地にかかる資金は基準利率） 上記⑤に該当する方：基準金利、特別利率A、B、C（土地にかかる資金は基準利率） 上記⑥に該当する方：特別利率A（土地にかかる資金および債務の返済資金は基準利率）</p> <p>（注）土地取得資金はすべて基準利率となります。 ※使途や返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。</p> <p>●担保・保証人：お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます。</p>
問合せ先	日本政策金融公庫 長岡支店 国民生活事業 ☎0258-36-4360

27 新事業活動促進資金		(更新)
対 象 者	①中小企業等経営強化法に基づき、都道府県知事などより経営革新計画の承認（変更承認を含む）を受けた方 ②中小企業等経営強化法に基づく中小企業の新たな事業活動の促進に関する基本方針に定める新たな取組みを行い、2年間で4%以上の付加価値額の伸び率が見込まれる方 ③中小企業等経営強化法に基づき、経営力向上計画の認定（変更承認を含む）を受けた方 ④環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第2条第5項第3号又は第4号の事業を行う方のうち、同法に定める基盤確立事業実施計画の認定（変更認定を含む）を受けた方 ⑤①～④に該当しない方で新たに第二創業（経営多角化、事業転換、新市場進出）を図る方又は第二創業後おおむね5年以内の方	
貸付条件	<ul style="list-style-type: none"> ●資金使途：①～⑤に伴い必要な設備資金及び長期運転資金 ●利 率：信用リスク・融資期間等に応じて所定の利率が適用されます。 ●限度額：直接貸付 7億2千万円 代理貸付 1億2千万円 ●返済期間：設備資金 20年以内（うち据置期間2年以内） 運転資金 7年以内（うち据置期間2年以内） ●保証人：直接貸付において、一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要となります。 	
問合せ先	日本政策金融公庫 新潟支店 中小企業事業 ☎025-244-3122	

28 新事業育成資金		(継続)
対 象 者	高い成長性が見込まれる新たな事業を行う方であって、次の①～③のすべてに当てはまる方 ①新たな事業を事業化させておおむね7年以内の方 ②次のいずれかに当てはまる方 イ 公庫の成長新事業育成審査会から事業の新規性・成長性の認定を受けた方 ロ 他企業に利用されていない知的財産権や科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律に定める指定補助金などの交付を受けて開発した技術を利用して新事業を行う方など ③公庫が継続的に経営課題に対する経営指導を行うことにより、円滑な事業の遂行が可能と認められる方	
貸付条件	<ul style="list-style-type: none"> ●資金使途：新たな事業を行うために必要な設備資金及び長期運転資金 ●利 率：信用リスク・融資期間などに応じて所定の利率が適用されます。ただし担保を徴しない場合には利率の引下げ措置があります。 ●限度額：7億2千万円 ●償還期間：設備資金 20年以内（うち据置期間5年以内） 運転資金 7年以内（うち据置期間2年以内） ●保証人：直接貸付において、一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要となります。 	
問合せ先	日本政策金融公庫 新潟支店 中小企業事業 ☎025-244-3122	

29 ベンチャー成長加速化支援事業（助成金）		（継続）
対象者	県内に事業所を有する（または設置する）創業から概ね3年～10年程度の中小企業	
対象事業	イノベティブなアイデア・技術にデジタル技術を付加・活用した新たなビジネスに取り組み、更なる成長と高付加価値化を図る事業	
助成金額等	<ul style="list-style-type: none"> ● 助成率 助成対象経費の1/2以内 ● 限度額 300万円以内 ● 助成期間 交付決定日から令和7年2月末まで 	
対象経費	① 事業拠点開設費：対象事業に要する県内の事業所、研究開発場所の増改築費及び賃借料 ② 事業促進費：事業促進に必要な、採用に係る支払手数料（リクルート費用）、委託費、機械設備・工具機器等の借用（リース）に要する費用 ※消費税は助成対象経費となりません。	
問合せ先	（公財）にいがた産業創造機構 産業創造グループ 起業・創業支援チーム ☎025-246-0051	

相談する

30 市場開拓支援（食品・生活関連産業）		（更新）
●生活関連産業のデザイン・ブランディング支援		
企業戦略から商品開発、プロモーションなどの企業の課題について専門家によるアドバイスやワークショップを通じてサポートします。		
●ニイガタIDSデザインコンペティション		
新商品や新たなシステム提案について、デザイナー、流通、マスコミ等幅広いジャンルの専門家がそれぞれの視点で審査を行うコンペティションを開催、受賞商品については、販路拡大のため、専用ホームページによる情報発信に加え、見本市等への出展を支援します。		
●新潟県アンテナショップでのテスト販売（募集時期：7月、11月、3月頃予定、開催時期：4ヵ月ごと）		
県産品に対する関西圏の消費者の反応をリサーチするために新潟県関西情報発信拠点「新潟をこめ」にて「テスト販売」を実施します。 以下の条件を含む、募集案内上の対象要件を全て満たす企業の食品を対象とします。 <ol style="list-style-type: none"> ① 新潟県内に事業所が所在する企業等（農事組合法人等を含む）でPL保険（生産物賠償責任保険）またはPL補償が含まれたビジネス総合保険に加入している企業等 ② 食品営業許可を取得している企業等（食品営業許可が不要な業種であることを除く） ③ 新潟県内で製造された加工食品等であること。 ④ JANコードを取得し、表示している商品 ⑤ 保健所等の専門機関等に食品表示内容に問題がないことを確認済みである食品 ⑥ 商品数は1社につき5商品までとする。 		
●食品開発・改良支援事業（4月中旬頃募集予定）		
食品関連企業が行う商品の開発・改良について、首都圏バイヤーをはじめとする流通関係の専門家が、マーケティング視点で課題解決のための実践的なアドバイスを行います。合わせて、開発・改良された商品については、商談会・展示会等を通じて支援します。		
●食品営業力強化事業（5月頃募集予定）		
専門家から、小売店での販売や販路開拓に向けたアプローチ方法などについてアドバイスを受けながら、営業力のアップを目指します。事業の最後には首都圏小売店との実践商談会も予定します。		
問合せ先	（公財）にいがた産業創造機構 マーケティング支援グループ 食品マーケティングチーム ☎025-246-0044 生活関連マーケティングチーム ☎025-250-6288	

3 1 専門家派遣事業		(更新)													
内 容	中小企業が抱える様々な経営課題の解決を図るため、NICOに登録された民間専門家が、継続的にアドバイスを行います。														
対 象 者	<p>【電力・ガス・食料品等価格高騰枠】 電力・ガス・食料品等価格高騰の影響を受けて、最近1か月間または3か月間の売上高、売上総利益、売上高経常利益率のいずれかが前年同月比で5%以上減少している中小企業者等(※1)</p> <p>【価格交渉促進枠】 電力・ガス・食料品等価格高騰の影響を受けている、「電力・ガス・食料品等価格高騰枠」の要件に該当する中小企業者等で、原価計算に基づいた価格交渉に必要な準備や実践方法の習得などを目指す中小企業者等(※1)</p> <p>【一般・小規模企業枠】 電力・ガス・食料品等価格高騰の影響を受けているが、「電力・ガス・食料品等価格高騰枠」の要件に該当しない中小事業者等(※1)</p> <p>※1 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)に規定する中小企業者および創業者であること。 →対象外(中小企業者ではない者): 医療法人、農事組合法人、NPO法人、社会福祉法人、財団法人、社団法人、学校法人、会社法(平成17年法律第86号)に規定する会社以外の農業法人及び農業生産法人(※農業法人及び農業生産法人のうち、合名会社、合同会社、合資会社、株式会社(有限会社含む)は対象)</p>														
派遣決定・回数	申請に基づき実施の必要性や派遣の効果などを審査し、1社当たり最大5回まで専門家を派遣することができます(※最終派遣期限:令和7年2月末日)。														
経費負担	<p>派遣1回あたりの申請者負担額(謝金・旅費・消費税込)は以下のとおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>電力・ガス・食料品等価格高騰枠</th> <th>価格交渉促進枠</th> <th>一般枠</th> <th>小規模企業枠(※1)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県内専門家</td> <td rowspan="2">無 料</td> <td rowspan="2">無 料</td> <td>22,500 円</td> <td>15,000 円</td> </tr> <tr> <td>県外専門家</td> <td>28,500 円</td> <td>19,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 小規模企業とは(中小企業基本法の小規模企業者の定義による) 製造業その他:従業員20人以下、商業・サービス業:従業員5人以下をいう。</p>			電力・ガス・食料品等価格高騰枠	価格交渉促進枠	一般枠	小規模企業枠(※1)	県内専門家	無 料	無 料	22,500 円	15,000 円	県外専門家	28,500 円	19,000 円
	電力・ガス・食料品等価格高騰枠	価格交渉促進枠	一般枠	小規模企業枠(※1)											
県内専門家	無 料	無 料	22,500 円	15,000 円											
県外専門家			28,500 円	19,000 円											
派遣専門家	<ul style="list-style-type: none"> ・NICOの登録専門家として認定を受けた法人又は個人を派遣します。 ・登録専門家とパッケージプランは『NICO 専門家検索』をご覧ください。 														
問 合 せ 先	(公財)にいがた産業創造機構 産業創造グループ 経営革新支援チーム ☎ 025-246-0056														

2 3 (公財)にいがた産業創造機構の専門家による助言	(更新)
(再掲) 21p. へ	

その他

2 4 小規模企業者等設備貸与事業	(継続)
(再掲) 21p. へ	

補助金・助成金

3 2 新商品開発支援事業補助金 (更新)	
内 容	市内企業の新商品開発を促し、売り上げの向上を図るため、新商品の開発にかかる費用の一部を補助します。
対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に本社又は主たる事業所もしくは工場を有する中小企業者等 ・市内に住所を有する農林漁業者または農林漁業団体
採択基準	<p>開発する新商品は、下記のいずれかに該当することが申請の要件となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本遺産(※)に認定された「究極の雪国とおかまち～真説！豪雪地ものがたり～」に沿った十日町市ならではの特色ある商品 ※日本遺産の詳細については、市ホームページでご確認ください。 ・一般的に売られていない、市場での新規性が高い商品
対 象 経 費	<p>新商品の開発にかかる費用（委託費、研究開発費など新商品の開発にかかる経費）</p> <p>※「商品の完成」が補助金支払いの要件となります。</p>
補助金額等	<ul style="list-style-type: none"> ・補助率：3分の1 ・補助金額：上限25万円 <p>※他の公的な補助金の交付を受けている場合は、その金額を除いた額を当該補助金の対象とする。</p> <p>※同一年度内における同一の交付対象者の申請は1回限り。</p>
問 合 せ 先	十日町市産業政策課 産業振興係 ☎025-757-3139

資金を借りる

2 5 フロンティア企業支援資金融資 (更新)
(再掲) 22p. へ

相談する

2 3 (公財) にいがた産業創造機構の専門家による助言 (更新)
(再掲) 21p. へ

3 0 市場開拓支援（食品・生活関連産業） (更新)
(再掲) 25 p. へ

3 1 専門家派遣事業 (更新)
(再掲) 26 p. へ

補助金・助成金

3 3 販路拡大支援事業補助金 (更新)	
内 容	市内の事業所が自社製品・技術等の販路拡大を図るため、展示会・見本市等に独自に出展する場合に必要な経費の一部を補助します。
対 象 者	・市内に本社又は主たる事業所もしくは工場を有する中小企業者等 ・市内に住所を有する農林漁業者または農林漁業団体
対 象 経 費	①国内出展 出展料、出展時用品レンタル料、展示装飾費、会場借上料、車両借上料（レンタカーに限る。）、運送料及び広告宣伝費 ②海外出展 上記のほか、渡航費、通訳雇用費
補助金額等	・補助率：2分の1 ・補助金額：5万円/回 ※他の公的な補助金の交付を受けている場合は、その金額を除いた額を当該補助金の対象とする。 ※1年間の補助金交付額の上限は、1事業所または1団体につき、市の「販路拡大支援事業」、「販売力強化支援事業」、「中小企業人材育成支援事業」、「人材確保支援事業」、「国際規格等取得支援事業」を合わせて10万円。 ※同一年度内における同一の交付対象者の申請は1回限り。 ※同一の交付対象者が同一の展示会等に2年連続して出展する場合の2年目以降の出展は補助対象外。
問 合 せ 先	十日町市産業政策課 産業振興係 ☎025-757-3139

3 4 販売力強化支援事業補助金（6次産業支援） (更新)	
内 容	農林水産物等の販売力強化のため、自社ホームページを立ち上げる場合に必要な経費の一部を補助します。
対 象 者	市内に住所を有する農林漁業者または農林漁業団体
対 象 経 費	ホームページ作成委託費
補助金額等	・補助率：2分の1 ・補助金額：5万円/回 ※他の公的な補助金の交付を受けている場合は、その金額を除いた額を当該補助金の対象とする。 ※1年間の補助金交付額の上限は、1事業所または1団体につき、市の「販売力強化支援事業」、「販路拡大支援事業」、「中小企業人材育成支援事業」、「人材確保支援事業」、「国際規格等取得支援事業」を合わせて10万円。 ※同一年度内における同一の交付対象者の申請は1回限り。 ※上記補助金のほか、6次産業支援として「販路拡大支援事業」、「新商品開発支援事業」があります。
問 合 せ 先	十日町市産業政策課 産業振興係 ☎025-757-3139

2 3 (公財) にいがた産業創造機構の専門家による助言 (更新)

(再掲) 21 p. へ

3 0 市場開拓支援 (食品・生活関連産業) (更新)

(再掲) p. 25 へ

3 1 専門家派遣事業 (更新)

(再掲) p. 26 へ

補助金・助成金

3 5 特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）		(更新)																											
内 容	高年齢者、障がい者などの就職が特に困難な者を雇い入れる場合に助成する制度です。																												
要 件	<ul style="list-style-type: none"> ・高年齢者、障がい者、母子家庭の母等をハローワークまたは民間職業紹介機関等の紹介で雇い入れ、継続して雇用することが確実であると認められること。 ・紹介日に対象者が失業していること。 ・ハローワークなどの紹介日より前に雇用の内定が無いこと。 ・雇い入れ前3年間に関連事業主（資本金、経済的・組織的関連性）に雇用されていないこと。 ・雇い入れ前6か月の間と雇い入れ後の一定期間において、事業主都合により被保険者を解雇していないこと。 <p>※この他にも要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。</p>																												
助成金額等	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対 象 者</th> <th colspan="2">支 給 額</th> </tr> <tr> <th>(大企業)</th> <th>(中小企業)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>週の労働時間が30時間以上</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>高年齢者(60歳以上) 母子家庭の母等</td> <td>50万円</td> <td>60万円</td> </tr> <tr> <td>身体・知的障がい者</td> <td>50万円</td> <td>120万円</td> </tr> <tr> <td>重度障がい者、45歳以上障がい者 精神障がい者</td> <td>100万円</td> <td>240万円</td> </tr> <tr> <td>週の労働時間が20時間以上30時間未満</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>身体・知的・精神障がい者</td> <td>30万円</td> <td>80万円</td> </tr> <tr> <td>高年齢者(60歳以上) 母子家庭の母等</td> <td>30万円</td> <td>40万円</td> </tr> </tbody> </table>			対 象 者	支 給 額		(大企業)	(中小企業)	週の労働時間が30時間以上			高年齢者(60歳以上) 母子家庭の母等	50万円	60万円	身体・知的障がい者	50万円	120万円	重度障がい者、45歳以上障がい者 精神障がい者	100万円	240万円	週の労働時間が20時間以上30時間未満			身体・知的・精神障がい者	30万円	80万円	高年齢者(60歳以上) 母子家庭の母等	30万円	40万円
対 象 者	支 給 額																												
	(大企業)	(中小企業)																											
週の労働時間が30時間以上																													
高年齢者(60歳以上) 母子家庭の母等	50万円	60万円																											
身体・知的障がい者	50万円	120万円																											
重度障がい者、45歳以上障がい者 精神障がい者	100万円	240万円																											
週の労働時間が20時間以上30時間未満																													
身体・知的・精神障がい者	30万円	80万円																											
高年齢者(60歳以上) 母子家庭の母等	30万円	40万円																											
問 合 せ 先	ハローワーク十日町 ☎025-757-2407																												

36 トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）		（更新）
内 容	職業経験の不足などから就職が困難な求職者を、一定期間試行雇用することにより適性や能力を見極め、常用雇用への移行のきっかけとしていただくことを目的とした制度です。	
要 件	事前にトライアル雇用求人ハローワーク、地方運輸局、職業紹介事業者に提出し、これらをハローワーク、地方運輸局、職業紹介事業者などの紹介により、トライアル雇用の対象者を最長3か月の有期雇用で雇い入れ、一定の要件を満たすこと。	
トライアル雇用の対象者	次のいずれかの要件を満たしたうえで、紹介日に本人がトライアル雇用を希望した者 ① 紹介日の前日から過去2年以内に、2回以上離職や転職を繰り返している。 ② 紹介日の前日時点で、離職している期間が1年を超えている（※注1）。 ③ 妊娠、出産・育児を理由に離職し、紹介日の前日時点で、安定した職業についていない期間が1年を超えている。 ④ 生年月日が1968（昭和43）年4月2日以降の者でハローワーク等において担当者制による個別支援を受けている者。 ⑤ 就職の援助を行うにあたって、特別の配慮を要する（※注2）。 ※注1 パート・アルバイトなどを含め、一切の就労をしていないこと。 ※注2 生活保護受給者、母子家庭の母等、父子家庭の父、日雇労働者、季節労働者、中国残留邦人等永住帰国者、ホームレス、住居喪失不安定就労者、生活困窮者、ウクライナ避難民	
助成金額等	対象者1人につき月額最大4万円（最長3か月間） ※対象者が母子家庭の母等、父子家庭の父、月額最大5万円（最長3か月間）	
問 合 せ 先	ハローワーク十日町 ☎025-757-2407	

37 人材確保支援事業補助金		（更新）
内 容	市内企業の人材確保を推進するため、人材確保に係る費用の一部を補助	
対 象 者	市内に事業所を有する中小企業の事業主	
対 象 経 費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合同就職説明会に出展する際に係る出展料及び出展時用品レンタル料 ・ 企業の各種採用活動で利用する企業のPR動画の作成委託費 ・ 効果的な採用活動のための採用専門コンサルティング委託費 ・ 就職ポータルサイトの利用料 ※消費税は除外	
補助金額等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助率：2分の1 ・ 補助金上限額：10万円/回 ※他の公的な補助金の交付を受けている場合は、その金額を除いた額を当該補助金の対象とする。 ※1年間の補助金交付額の上限は、1事業所または1団体につき、市の「販路拡大支援事業」、「販売力強化支援事業」、「中小企業人材育成支援事業」、「人材確保支援事業」、「国際規格等取得支援事業」を合わせて10万円。	
問 合 せ 先	十日町市産業政策課 経営支援係 ☎025-757-3139	

38 地域活性化・雇用促進資金		(継続)
対 象 者	<p>次のいずれかに該当する方</p> <p>①過疎地域、半島地域、離島地域、振興山村、特別豪雪地帯などにおいて3名以上の雇用創出効果が見込まれる設備投資を行う方</p> <p>②過疎地域を含む広域市町村圏内の非過疎市町村または過疎地域に隣接する非過疎市町村において3名以上の雇用創出効果が見込まれる設備投資を行う方</p> <p>③農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に基づく産業導入地区において3名以上の雇用創出効果が見込まれる設備投資を行う方</p> <p>④(※1)上記以外の地域(雇用創出効果が2名以下の場合は上記地域を含む)において2名以上(特定業種(※2)、従業員20名以下の企業、女性、若年者(35歳未満)もしくは高齢者(60歳以上)を雇用する場合、または福島復興再生特別措置法に定める避難指示・解除区域が所在した市町村で雇用する場合は1名以上)の雇用創出効果が見込まれる設備投資を行う方</p> <p>(※1)社会保険および労働保険への加入義務がある法人の方は、加入されていることが必要です。</p> <p>(※2)特定業種：中小企業信用保険法に定める特定業種</p> <p>⑤福島復興再生特別措置法に定める避難指示・解除区域が所在した市町村において新たに1名以上の雇用を行う方、または福島復興再生特別措置法に定める避難指示・解除区域が所在した市町村において雇用調整助成金に係る実施計画の届出が受理された方。</p> <p>⑥地域再生法に基づく地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた方</p> <p>⑦地域未来投資促進法に基づき都道府県知事の承認(変更の承認を含む。)を受けた承認地域経済牽引事業計画に従って事業を行う方</p> <p>⑧本社を地方自治法に規定する特別区から地方に移転する方または店舗・事務所等を地方に新設若しくは増設する方(ただし、従業員10名以下の方は地方で新たに1名以上、従業員11名以上20名以下の方は地方で新たに2名以上、従業員21名以上の方は、地方で新たに3名以上の若年者(35歳未満)を雇用する方に限る)</p> <p>⑨まち・ひと・しごと創生法に基づき策定された新潟県まち・ひと・しごと創生総合戦略または、十日町市まち・ひと・しごと創生総合戦略により、地方創生に資する事業として地方公共団体が認めた事業を行う方</p>	
貸付条件	<ul style="list-style-type: none"> ●資金使途：設備資金、長期運転資金 ●利 率：信用リスク・融資期間などに応じた所定の利率が適用されます。 ●限 度 額：直接貸付 7億2千万円 代理貸付 1億2千万円 ●償還期間：設備資金 20年以内(うち据置期間2年以内) 運転資金 7年以内(うち据置期間2年以内) ●保 証 人：直接貸付において、一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要となります。 	
問 合 せ 先	日本政策金融公庫 新潟支店 中小企業事業 ☎025-244-3122	

39 貸上げ貸付利率特例制度

(新規)

対 象 者	<p>新たに事業を開始後3カ月以上の事業者であって、雇用者給与等支給額（注1）の総額が最近の決算期と比較して2.5%以上増加する見込みがある方（注2）</p> <p>（注1）雇用者に対する給与等の支給額のことをいいます。雇用者にはパートアルバイトおよび日雇い労働者も含めますが、法人の役員および個人事業主の家族従業員は含めません。</p> <p>（注2）最近の決算期において既に増加している方を含み、最近の決算期において雇用者給与等支給額の支出がない方を除きます。</p>
利率	<p>各融資制度に定める利率-0.5%（ご融資日から2年間）</p> <p>※利率の下限は、0.3%</p>
その他	<p>上記以外の融資条件は、各融資制度に定める条件が適用されます。</p>
問 合 せ 先	<p>日本政策金融公庫 長岡支店 国民生活事業 ☎0258-36-4360</p>

補助金・助成金

40 キャリアアップ助成金 (更新)	
内 容	有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。
要 件	対象労働者に係る、キャリアアップ計画書を作成し、管轄労働局長の受給資格の認定を受け、キャリアアップ計画期間内に所定の取組を実施すること。 ※これ以外にも要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。
助成金額等	<p>【正社員化コース】 有期雇用労働者等を正社員化した事業主に対して助成</p> <p>① 有期→正規：1人当たり 80万円 (中小企業以外 60万円)</p> <p>② 無期→正規：1人当たり 40万円 (中小企業以外 30万円)</p> <p>※正社員には「多様な正社員(勤務地限定・職務限定正社員、短時間正社員)」を含む。 ※派遣労働者を派遣先で正社員として直接雇用する場合 1人あたり28.5万円(中小企業以外も同額)加算 ※支給対象者が母子家庭の母等または父子家庭の父の場合 1人あたり①9.5万円(中小企業以外も同額)加算 ②4.75万円(中小企業以外も同額)加算 その他、賃金規定等改定コース等5コースについては、お問い合わせください。</p>
問 合 せ 先	ハローワーク十日町 ☎025-757-2407

事業者が労働者に対して訓練を実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成

◆は賃金要件・資格手当等要件を付与する助成金。

「賃金要件」又は「資格等手当要件」のいずれかを満たした場合の助成額は<>で記載。

【賃金要件】訓練終了後、労働者に毎月決まって支払われる賃金を5%以上増額した場合に加算

【資格等手当要件】資格等手当の支払を就業規則等に規定した上で、訓練終了後に訓練受講者に対して当該手当を支払うことにより賃金が3%以上増額している場合に加算

【支給申請期限】全ての対象労働者に対して、要件を満たす賃金又は資格等手当を3か月間継続して支払った日の翌日から起算して5か月以内

【◆人材育成支援コース】

雇用する労働者に対し、 ①10時間以上のOFF-JT ②中核人材を育てるために実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた6か月以上の訓練 ③有期契約労働者等の正社員転換目的として実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた2か月以上の訓練を行った事業主等に対して助成	【賃金助成】 1人1時間あたり760円<200円> (中小企業以外380円<100円>)
	【経費助成】 ①の場合 ・正規労働者：実費相当額の45%<15%> (中小企業以外30%<15%>) ・非正規雇用労働者：実費相当額の60%<15%> ・正社員化した場合：実費相当額の70%<30%> ②の場合 ・実費相当額の45%<15%> (中小企業以外30%<15%>) ③の場合 ・非正規雇用労働者：実費相当額の60%<15%> ・正社員化した場合：実費相当額の70%<30%>
	【OJT実施(定額)助成】 ②の場合 1人1訓練あたり20万円<5万円> (中小企業以外11万円<3万円>) ③の場合 1人1訓練あたり10万円<3万円> (中小企業以外9万円<3万円>)

【◆教育訓練休暇付与コース】

有給の教育訓練休暇制度を導入し、労働者が当該休暇を取得して訓練を受けた場合に助成	【定額助成】 30万円<6万円>
--	----------------------------

【◆建設労働者認定訓練コース】

①職業能力開発促進法による認定訓練を行った中小建設事業主または中小建設事業主団体(※1) ②雇用する建設労働者に有給で認定訓練を受講させた中小建設事業主(※2) に対して助成 (※1) 広域団体認定訓練助成金の支給または認定訓練助成事業費補助金の交付を受けた中小建設事業主または中小建設事業主団体に限る (※2) 人材開発支援助成金(人材育成支援コース)の支給決定を受けた中小建設事業主に限る	【経費助成】 ①の場合 広域団体認定訓練助成金の支給または認定訓練助成事業費補助金における助成対象経費の1/6
	【賃金助成】 ②の場合 1人あたり日額3,800円<1000円>

(次項へつづく)

【◆建設労働者技能実習コース】

<p>雇用する建設労働者に有給で技能の向上のための実習を受講させた建設事業主または建設事業主団体に対して助成</p>	<p>【経費助成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 20人以下の中小建設事業主 支給対象費用の 3/4 <3/20> ・ 21人以上の中小建設事業主 35歳未満：支給対象費用の 7/10 <3/20> 35歳以上：支給対象費用の 9/20 <3/20> ・ 中小建設事業主以外の建設事業主 支給対象費用の 3/5 (※1) <3/20> <p>(※1) 女性の建設労働者に技能実習を受講させた場合に限る</p>
	<p>【経費助成（建設事業主団体）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業建設事業主団体 支給対象費用の 4/5 ・ 中小企業事業主団体以外の建設事業主団体 支給対象費用の 2/3 (※1) <p>(※1) 女性の建設労働者に技能実習を受講させた場合に限る</p>
	<p>【賃金助成】（最長 20 日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 20人以下の中小建設事業主 1人あたり日額 8,550 円 (9,405 円 (※2)) <2,000 円> ・ 21人以上の中小建設事業主 1人あたり日額 7,600 円 (8,360 円 (※2)) <1,750 円> <p>(※2) 建設キャリアアップシステム技能者情報登録者の場合</p>

(次項へつづく)

【◆人への投資促進コース】

雇用する労働者に対し、 ①（１）高度デジタル人材の育成のための訓練や （２）大学院での訓練 ②OFF-JT+OJTを組み合わせた6ヶ月以上の訓練 （IT分野関連の訓練） ③定額制訓練（サブスクリプション型の研修サービス）による訓練 ④労働者の自発的な訓練費用を事業主が負担する訓練 ⑤長期教育訓練休暇制度の導入等を実施した場合に助成	①の場合 【経費助成】 （１）実費相当額の75% （中小企業以外60%） （２）実費相当額の75% 【賃金助成】 （１）1人1時間あたり960円 （中小企業以外480円） （２）1人1時間あたり960円 （国内の大学院での訓練のみ対象）
	②の場合 【経費助成】 実費相当額の60%＜15%＞ （中小企業以外45%＜15%＞） 【賃金助成】 1人1訓練あたり760円＜200円＞ （中小企業以外380円＜100円＞） 【OJT実施（定額）助成】 1人1訓練あたり20万円＜5万円＞ （中小企業以外11万円＜3万円＞）
	③の場合 【経費助成】 実費相当額の60%＜15%＞ （中小企業以外45%＜15%＞）
	④の場合 【経費助成】 実費相当額の45%＜15%＞
	⑤の場合 【制度導入助成】 20万円＜4万円＞ 【賃金助成】 1人1時間あたり960円 （中小企業以外760円＜200円＞） （有給の休暇を取得させた場合のみ対象）

【事業展開等リスキリング支援コース】

事業展開等に伴い新たな分野で必要となる知識や技能を習得させるための訓練を実施した場合に助成	【経費助成】 実費相当額の75% （中小企業以外60%）
	【賃金助成】 1人1時間あたり960円 （中小企業以外480円）

問 合 せ 先	新潟労働局 職業対策課 助成金センター	☎025-278-7181
---------	---------------------	---------------

4 2 中小企業人材育成支援事業補助金 (更新)	
内 容	市内の中小企業の人材育成に係る以下の費用の一部を補助
対 象 者	市内に事業所を有する中小企業の事業主
対 象 経 費	<p>【研修受講料】 従業員が各種研修機関における研修を受講する際の受講料 ※免許や資格の維持に係る講習及び研修費用は除く</p> <p>【職業訓練授業料】 市内に移住してきた人が市内事業所に就職後、職業訓練機関における職業訓練を受ける際の授業料 ※消費税は除外</p>
補助金額等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補 助 率 : 2 分 の 1 ・ 補助上限額 : 5 千円 / 人 <p>※他の公的な補助金の交付を受けている場合は、その金額を除いた額当該補助金の対象とする。</p> <p>※1年間の補助金交付額の上限は、1事業所または1団体につき、市の「販路拡大支援事業」、「販売力強化支援事業」、「中小企業人材育成支援事業」、「人材確保支援事業」、「国際規格等取得支援事業」を合わせて10万円。</p>
問 合 せ 先	十日町市産業政策課 経営支援係 ☎025-757-3139

補助金・助成金

4 3 国際規格等取得支援事業補助金 (更新)	
内 容	市内企業が国際標準化機構認証を新たに取得する際に係る費用の一部を補助
対 象 者	市内に事業所を有する中小企業の事業主
対 象 経 費	国際規格等の新規取得費 ※消費税は除外
補助金額等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補 助 率 : 2 分 の 1 ・ 補助上限額 : 5 万円 / 回 ※他の公的な補助金の交付を受けている場合は、その金額を除いた額を当該補助金の対象とする。 ※1年間の補助金交付額の上限は、1事業所または1団体につき、市の「販路拡大支援事業」、「販売力強化支援事業」、「中小企業人材育成支援事業」、「人材確保支援事業」、「国際規格等取得支援事業」を合わせて10万円。
問 合 せ 先	十日町市産業政策課 経営支援係 ☎025-757-3139

4 4 日本政策金融公庫 一般貸付 (継続)	
対 象 者	ほとんどの業種の中小企業者（業種や経営内容等によっては利用不可の場合あり）
貸 付 条 件	<ul style="list-style-type: none"> ● 利 率 : 基準利率 ※用途や返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。 ●融 資 額 : 4,800 万円（特定設備資金 7,200 万円以内） ●返済期間 : 運転資金 5 年以内（特に必要な場合 7 年以内）（うち据置 1 年以内） 設備資金 10 年以内（うち据置 2 年以内） 特定設備資金 20 年以内（うち据置 2 年以内） ●担保・保証人 : お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます。
問 合 せ 先	日本政策金融公庫 長岡支店 国民生活事業 ☎0258-36-4360

4 5 ソーシャルビジネス支援資金 (継続)	
対 象 者	<p>次のいずれかに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ①NPO法人 ②NPO法人以外であって、次の(1)または(2)に該当する方 <ul style="list-style-type: none"> (1) 保育サービス事業、介護サービス事業等（注1）を営む方 (2) 社会的課題の解決を目的とする事業（注2）を営む者 <p>（注1）日本標準産業分類における老人福祉・介護事業、児童福祉事業、障がい者福祉事業等を指します。</p> <p>（注2）日本公庫が定める一定の要件を満たす必要があります。詳しくは、支店窓口までお問い合わせください。</p>
貸 付 条 件	<ul style="list-style-type: none"> ● 限 度 額 : 7,200 万円（うち運転資金 4,800 万円） ●返済期間 : 設備資金 : 20 年以内（うち据置 2 年以内） 運転資金 : 7 年以内（うち据置 2 年以内） ● 利 率 : 基準利率、特別利率 A、B ●担保・保証人 : お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます。 ※NPO法人は、利率を上乗せすることで、代表者保証が不要になります。 （新創業融資制度を適用する方を除く。また、NPO法人以外の方でも、一定の要件を満たす場合は、代表者保証が不要になります。）。
問 合 せ 先	日本政策金融公庫 長岡支店 国民生活事業 ☎0258-36-4360

対 象 者	<p>次のいずれかに該当する方</p> <p>① 商業振興関連 卸売業、小売業、飲食サービス業、サービス業、不動産賃貸業（注1）を営む方 （注1）中心市街地活性化に関する法律第15条第1項各号に定めるまちづくり会社等または同法第42条第4項に定める民間中心市街地商業活性化事業計画の認定を受けた方に限ります。</p> <p>② 支払条件改善関連 取引先に対する支払条件の改善に取り組む方</p> <p>③ キャッシュレス決済関連 卸売業、小売業、飲食サービス業、サービス業または道路旅客運送業を営む方であつて、キャッシュレス決済の導入により生産性の向上を図る方</p> <p>④ 取引環境改善関連 新事業者の生産拠点の閉鎖・縮小、発注内容の見直しまたは脱炭素化の取り組みの要請に伴い、自らの取引環境の改善に取り組む方</p> <p>⑤ パートナーシップ構築宣言関連 「パートナーシップ構築宣言」を公表している方（注2） （注2）「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト (https://www.biz-partnership.jp/index.html) において、「パートナーシップ構築宣言」を登録・公表している方をいいます。</p> <p>⑥ 流通関連 輸送、保管、荷さばき、流通加工その他の物資の流通に係る業務を行う方またはこれらの方を構成員とする事業協同組合等</p>
貸 付 条 件	<p>● 資金使途：・対象者①に該当する方が、次のいずれかを行うために必要な設備資金および運転資金（ただし、(5)の資金は運転資金に限ります） （1）合理化、共同化等を図るための設備の取得 （2）セルフ・サービス店の取得 （3）ショッピングセンターへの入居 （4）新分野への進出（中心市街地関連地域で事業を営まれる方に限りま す。） ※中心市街地関連地域については、お近くの支店へお問い合わせください。 （5）販売促進、人材確保（運転資金のみ）</p> <p>・対象者②に該当する方が、必要とする設備資金（支払条件の改善と同時に 行う生産性向上に資する資金に限ります。）および運転資金</p> <p>・対象者③に該当する方が、キャッシュレス決済に対応するために必要と する運転資金</p> <p>・対象者④に該当する方が、必要とする設備資金および運転資金</p> <p>・対象者⑤に該当する方が、「構築宣言」に記載された方針に基づく取り 組みを実施するために必要とする設備資金および運転資金</p> <p>・対象者⑥に該当する方が、流通業務の効率化、合理化または共同化を図る ために必要とする設備資金および運転資金</p> <p>● 限 度 額：7,200万円（うち運転資金は4,800万円）</p> <p>● 返 済 期 間：設備資金：20年以内（うち据置2年以内） 運転資金：7年以内（うち据置2年以内）</p> <p>● 利 率：対象者①に該当する方：基準利率、特別利率A、B、C 対象者②または④に該当する方：基準利率、特別利率A 対象者③に該当する方：特別利率A 対象者⑤に該当する方：基準利率 ※使途や返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。</p> <p>● 担保・保証人：お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます。</p>
問 合 せ 先	日本政策金融公庫 長岡支店 国民生活事業 ☎0258-36-4360

対 象 者	<p>次の①～③のすべてを満たす方</p> <p>①開始または拡大しようとする海外展開事業が、当該中小企業の日本国内における事業の延長と認められる程度の規模を有すること。</p> <p>②日本国内において、事業活動拠点（本社）が存続すること。</p> <p>③経営革新の一環として、海外市場での取引を進めようとするもので、次のいずれかに該当すること。</p> <p>ア. 取引先の海外進出に伴い、海外展開すること</p> <p>イ. 原材料の供給事情により、海外進出すること</p> <p>ウ. 労働力不足により、海外展開すること</p> <p>エ. 国内市場の縮小により、海外市場の開拓・確保に依らないと成長が見込めないため海外展開すること</p>
貸付条件	<p>● 限度額：7,200万円（うち運転資金は4,800万円）</p> <p>● 返済期間：設備資金：20年以内（うち据置2年以内） 運転資金：7年以内（うち据置2年以内）</p> <p>● 利率：基準利率</p> <p>ただし、次に該当する者は、それぞれに定める貸付利率とする</p> <p>①日本と経済連携協定（EPA）または自由貿易協定（FTA）を発効または署名している国において海外展開事業を行う場合、特別利率B</p> <p>②海外直接投資を行う方であって、利益率や日本国内の雇用維持など一定の要件を満たす場合、特別利率B</p> <p>③海外生産委託事業または海外販売強化を新たに行う場合（海外展開後5年以内の場合を含む。）、特別利率A</p> <p>④日本と経済連携協定（EPA）または自由貿易協定（FTA）を発効または署名している国において海外展開事業を行う方であって、かつ海外生産委託または海外販売強化を新たに行う方（海外展開後5年以内の場合を含む。）のうち、「新規輸出1万者支援プログラム」への登録を行っている場合、特別利率C</p> <p>●担保・保証人：お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます。</p>
問合せ先	日本政策金融公庫 長岡支店 国民生活事業 ☎0258-36-4360

対 象 者	<p>次の①、②または③に当てはまる方</p> <p>①経済の構造的変化などに適応するために海外展開することが経営上必要であり、次の(1)～(3)すべてに当てはまる方</p> <p>(1)開始または拡大しようとする海外展開事業が、当該中小企業の本邦内における事業の延長と認められる程度の規模を有するものであること。</p> <p>(2)本邦内において、事業活動拠点(本社)が存続すること。</p> <p>(3)経営革新の一環として、海外市場での取引を進めようとするものであり、次のイ～ニのいずれかであること。</p> <p>イ 取引先の海外進出に伴い海外展開をすること。</p> <p>ロ 原材料の供給事情により、海外進出をすること。</p> <p>ハ 労働力不足により、海外進出すること。</p> <p>ニ 国内市場の縮小により、海外市場の開拓・確保に依らないと成長が見込めないため海外展開をすること。</p> <p>②海外における経済の構造的変化などに適応するために次の(1)及び(2)を満たす方</p> <p>(1)海外直接投資に係る海外展開事業を再編(全部または一部を、移転または廃止することを含む)することが経営上必要であること。</p> <p>(2)本邦内における事業活動は継続し、中長期的にみて発展することが見込まれること。</p> <p>③海外直接投資に係る海外展開事業の業況悪化などにより、本邦内における事業活動が影響を受けている方</p>
貸 付 条 件	<p>●資金用途：当該事業を行うために必要な設備資金、長期運転資金(海外企業に対する転貸資金を含む)</p> <p>なお、上記②に該当する方が必要とする長期運転資金には、海外展開事業の再編のため資金およびこれに伴う債務の返済資金を含む。</p> <p>●利 率：信用リスク・融資期間などに応じた所定の利率が適用されます。ただし、担保を徴しない場合には、利率の引下げ措置があります。</p> <p>●限 度 額：直接貸付 14億4千万円 代理貸付 1億2千万円</p> <p>●償還期間：設備資金 20年以内(うち据置期間2年以内) 運転資金 7年以内(うち据置期間2年以内) 海外企業に対する転貸資金であって、特に必要な場合については、運転資金10年以内、据置期間5年以内</p> <p>●保 証 人：直接貸付において、一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要となります。</p>
問 合 せ 先	日本政策金融公庫 新潟支店 中小企業事業 ☎025-244-3122

対 象 者	<p>次の①～⑤のいずれかに該当する者</p> <p>①中期的な事業継承を計画し、現経営者が後継者（候補者を含む）と共に事業承継計画を策定している方（注1） （注1）ご融資後おおむね10年以内に事業継承を実施することが見込まれる方</p> <p>②安定的な経営権の確保等により、事業の承継・集約を行う方および当該事業者から事業を承継・集約される方</p> <p>③(1)中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（経営承継円滑化法）第12条第1項第1号の規定に基づき認定を受けた中小企業者（同項第1号イに該当する方に限ります）の代表者の方 (2)同法第12条第1項第2号の規定に基づき認定を受けた個人である中小企業者の方 (3)同法第12条第1項第3号の規定に基づき認定を受けた事業を営んでいない個人の方</p> <p>④事業承継に際して経営者個人保証の免除等を取引金融機関に申し入れたことを契機に取引金融機関からの資金調達が困難となっている方であって、日本公庫が融資に際して経営者個人保証を免除する方</p> <p>⑤事業の承継・集約を契機に、新たに第二創業（経営多角化、事業転換）または新たな取組みを図る方（第二創業後または新たな取組み後、おおむね5年以内の方を含む）</p>
貸 付 条 件	<p>●資金使途：・対象者①に該当する方が、事業承継計画を実施するために必要な設備資金および運転資金 ・対象者②に該当する方が、事業承継・集約を行うために必要な設備資金および運転資金ならびに事業の承継・集約を契機として必要となる設備資金および運転資金 ・対象者③に該当する方が、事業承継を行うために必要な設備資金および運転資金であって、経営承継円滑化法施行規則第15条第1項及び第2項に規定されている資金 ・対象者④に該当する方が、取引金融機関との取引状況の変化に伴い必要な運転資金 ・対象者⑤に該当する方が、事業承継・集約を契機に、新たに第二創業または新たな取組みを図るうえで必要な設備資金および運転資金</p> <p>●限度額：別枠7,200万円（うち運転資金4,800万円）</p> <p>●返済期間：設備資金：20年以内（うち据置5年以内） 運転資金：10年以内（うち据置5年以内）</p> <p>●利率：対象者①に該当する方：基準利率、特別利率A、B 対象者②に該当する方：基準利率、特別利率A、B 対象者③に該当する方：特別利率A、B 対象者④に該当する方：基準利率 対象者⑤に該当する方：基準利率、特別利率B ※使途や返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。</p> <p>●担保・保証人：お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます。</p>
問 合 せ 先	日本政策金融公庫 長岡支店 国民生活事業 ☎0258-36-4360

50 事業承継・集約・活性化支援資金 (更新)	
対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> ① 中期的な事業承継を計画し、代表者が後継者（候補者を含む）と共に事業継承計画を策定している方 ② 安定的な経営権の確保などにより、事業の承継・集約を行う方および当該事業者から事業を承継・集約される方 ③ 事業の承継・集約に伴う代表者の変更を契機に、新たに第二創業（経営多角化、事業転換）または新たな取組を図る方（第二創業または新たな取組後、概ね5年以内の者を含む） ④ 中小企業経営承継円滑化法に基づき認定を受けた中小企業者の代表者、認定を受けた個人である中小企業者または認定を受けた事業を営んでいない個人 ⑤ 事業承継に際して経営者個人保証の免除などを取引金融機関に申し入れたことを契機に取引金融機関から資金調達が困難となっている者であって、公庫が貸付に際して経営者個人の保証を免除する方
貸付条件	<ul style="list-style-type: none"> ● 資金使途：①～④に伴い必要な設備資金、長期運転資金 （④については中小企業経営承継円滑化法施行規則に定める資金） ⑤に伴い必要な長期運転資金 ● 利 率：信用リスク・融資期間などに応じた所定の利率が適用されます。ただしご融資の使いみちが株式等（のれん代を含む）の場合であって、担保を徴しない場合には、利率の引下げ措置があります。 ● 限度額：直接貸付 14億4千万円 ● 償還期間：設備資金 20年以内（うち据置期間5年以内） 運転資金 10年以内（うち据置期間5年以内） ● 保証人：直接貸付において、一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要となります。
問 合 せ 先	日本政策金融公庫 新潟支店 中小企業事業 ☎025-244-3122

51 観光産業等生産性向上資金 (継続)	
対 象 者	卸売業、小売業、飲食サービス業およびサービス業のいずれかにおいて、観光に関する事業を営む方等であって、事業計画を策定し、生産性向上に向けた取組を図る方（注1） （注1）新たに観光事業を営もうとする創業者および事業の多角化等により新たに観光産業に参入する事業者は対象となりません。
貸付条件	<ul style="list-style-type: none"> ● 資金使途：事業計画を実施するために必要な設備資金および運転資金 ● 限度額：7,200万円（うち運転資金4,800万円） ● 返済期間：設備資金：20年以内（うち据置2年以内） 運転資金：7年以内（うち据置2年以内） ● 利 率：特別利率A ※返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。 ● 担保・保証人：お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます。
問 合 せ 先	日本政策金融公庫 長岡支店 国民生活事業 ☎0258-36-4360

対 象 者	<p>次の①～⑦までのいずれかの要件を満たしており、経営状況等から借入返済が可能と見込まれる法人の方</p> <p>① 次の(1)から(3)までの全ての要件を満たす方。</p> <p>(1) 法人と代表者の一体性の解消が一定程度図られていることについて、日本公庫において確認ができること(※1)。 ※1 事業上の必要がない法人から、経営者への貸付金等がないことをいいます。</p> <p>(2) 税務申告を2期以上実施していること。また、日本公庫から普通貸付または生活衛生貸付の借入がある場合は、取引状況に問題がないこと(※2)。 ※2 日本公庫とのお取引の返済に、遅延がないことをいいます。</p> <p>(3) 減価償却前経常利益が最近2期連続赤字ではない、または直近の決算期において債務超過ではないこと</p> <p>② 物的担保の提供がある方であって、前①(1)の要件を満たす方</p> <p>③ 新規開業後おおむね5年以内かつ技術・ノウハウ等に新規性がみられる方等(※3)であって、前①(1)および(2)の要件を満たす方</p> <p>※3 次のいずれかの事業を行う方</p> <p>ア 知的財産権等を利用した事業</p> <p>イ 特定の補助金を活用した事業(ものづくり補助金等)</p> <p>ウ VC・ファンドから出資を受けた事業</p> <p>エ エンジェル税制対象企業が行う事業</p> <p>オ J-Startup プログラムまたは J-Startup 地域版プログラムに選定された企業が行う事業</p> <p>カ 事業再構築補助金を活用した事業</p> <p>キ 新たな技術・サービス等を活用した事業で一定の成長性が認められるもの</p> <p>④ 取引金融機関において代表者保証の免除に関する協調対応が見込める方または取引金融機関から代表者保証を免除された借入の残高のある方</p> <p>⑤ 事業継承・集約・活性化支援資金または生活衛生事業承継・集約・活性化支援資金を利用される方</p> <p>⑥ 新たに事業を始める方または税務申告を2期終えていない方</p> <p>⑦ ソーシャルビジネス支援資金を利用される NPO 法人の方</p> <p>※審査の結果、本制度をご利用いただけない場合もあります。</p>
貸 付 条 件	<p>● 利 率 : 適用する融資制度の利率に以下の利率が上乗せされます</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象者①に該当する方 : 0.3% 同①(3)のいずれの要件も満たす方 : 0.2% ・ 対象者②に該当する方 : 0.2% 十分な担保提供のある方 : 上乗せなし ・ 対象者③または⑦に該当する方 : 0.1% ・ 対象者④または⑥に該当する方 : 0.2% ・ 対象者⑤に該当する方 : 上乗せなし <p>●担保・保証人: 融資にあたり、経営者の保証が免除されます。 担保の提供の有無は、申し込みの際に選択いただけます。</p> <p>●その他の貸付条件: 上記以外の貸付条件は、適用する融資制度で定められています。</p>
問 合 せ 先	日本政策金融公庫 長岡支店 国民生活事業 ☎0258-36-4360

53 マル経融資（経営改善貸付）

（更新）

対 象 者	<p>従業員が商業、サービス業で5人以下、製造業、その他で20人以下の個人又は法人で次の要件のいずれにも該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商工会議所、商工会の経営指導を6か月以上受けていること。 ・1年以上、同一商工会議所・商工会の地区内で事業を営んでいること。 ・納期限の到来している税金を全て完納していること。 ・商工業者であり、かつ、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいること。
貸付条件	<ul style="list-style-type: none"> ●資金用途 運転資金及び設備資金 ●利 率 1.25%（令和6年4月1日現在） ●限 度 額 2,000万円 ●償還期間 運転資金：7年以内（据置1年以内） 設備資金：10年以内（据置2年以内） ●保証人、担保は不要 ●利用にあたっては商工会議所会頭、商工会会長の推薦が必要 ●飲食業等生活衛生事業者の設備資金も対象
問 合 せ 先	<p>十日町商工会議所 ☎025-757-5111 水 沢 商 工 会 ☎025-758-3035 川 西 商 工 会 ☎025-768-2176 中 里 商 工 会 ☎025-763-2868 松 代 町 商 工 会 ☎025-597-2006 松 之 山 商 工 会 ☎025-596-2174</p>

5 4 SDGs 推進資金 (新設)	
対 象 者	SDGsの推進に資する事業に取り組む方であり、かつ、民間金融機関との協調支援体制が構築されている方
貸付条件	<ul style="list-style-type: none"> ● 資金使途：設備資金、長期運転資金 ● 利 率：信用リスク・融資期間などに応じて所定の利率が適用されます。 ● 限度額：直接貸付 7億2千万円 ● 償還期間：設備資金 20年以内（うち据置期間2年以内） 運転資金 7年以内（うち据置期間2年以内） ● 保証人：直接貸付において、一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要となります。
問合せ先	日本政策金融公庫 新潟支店 中小企業事業 ☎025-244-3122

5 5 スタートアップ支援資金 (更新)	
対 象 者	<p>次のすべてに当てはまる方</p> <p>(1) 事業計画書を策定し、事業の成長を図ること</p> <p>(2) 次のいずれかに該当すること</p> <p>(イ) 一般社団法人日本ベンチャーキャピタル協会の会員（賛助会員を除く。）等又は、独立行政法人中小企業基盤整備機構若しくは株式会社産業革新投資機構が出資する投資事業有限責任組合等から出資（転換社債、新株引受権付社債、新株予約権及び新株予約権付社債等の取得を含む。）を受けている方</p> <p>(ロ) J-StartupプログラムまたはJ-Startup地域版プログラムに選定された方</p>
貸付条件	<ul style="list-style-type: none"> ● 資金使途：設備資金、長期運転資金 ● 利 率：信用リスク・融資期間などに応じて所定の利率が適用されます。ただし、担保を徴しない場合には、利率の引下げ措置があります。 ● 限度額：20億円 ● 償還期間：設備資金 20年以内（うち据置期間10年以内） 運転資金 20年以内（うち据置期間10年以内） ● 保証人：本制度は、無保証人となります。
【新株予約権付融資について】	
お申し込み企業が新たに発行する新株予約権を公庫が取得し、必要な資金を供給する仕組み（新たに発行される普通社債の取得または貸付にいずれかによります）です。	
<ul style="list-style-type: none"> ● 限 度 額：20億円（本制度の融資および社債の合計） ただし、取得する新株予約権については、行使したもものとして算出される株式数が、発行済株式総数を超えないものとします。 ● 新株予約権の行使価額：新株予約権取得時の株式の時価 ● 新株予約権の発行価額：無 償 ● 利 率：信用リスク・融資期間などに応じて所定の利率が適用されます。 ● 償 還 期 間：20年以内（うち据置期間10年以内） ● 担 保 条 件：無担保 ● 予 約 権 割 合：原則として100%個別事情を勘案のうえ、10%を下限に決定します。 ● 新株予約権の行使など：原則として、株式公開時など一定の条件に達した場合に経営責任者の方などに新株予約権を売却します（公庫が、新株予約権を行使して株式を取得することはありません）。 	
問合せ先	日本政策金融公庫 新潟支店 中小企業事業 ☎025-244-3122

対 象 者	<p>(1) 情報技術（IT）の普及に伴う事業環境の変化に対応するための情報化投資を行う中小企業の方で、次のいずれかに当てはまる方</p> <p>（ア）情報技術（IT）を活用した効果的な企業内業務改善などを行う方</p> <p>（イ）他企業、消費者などとの間でネットワーク上の取引および情報の受発信を行う方</p> <p>（ウ）企業内業務の情報技術（IT）の水準を取引先など企業外の情報技術（IT）の水準に合せようとする方</p> <p>（エ）情報技術（IT）の活用により、業務方法、業務内容などの経営革新を図ろうとする方</p> <p>（オ）（ア）～（エ）を組み合わせるなど、情報技術（IT）などを高度に活用する方</p> <p>(2) 中小企業等経営強化法に基づき認定を受けた情報処理支援機関</p> <p>(3) 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給および導入の促進に関する法律に基づく特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画の認定（変更認定を含む。）を受けた方または特定高度情報通信技術活用システム導入計画の認定（変更認定を含む。）を受けた方</p> <p>(4) 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給および導入の促進に関する法律に基づく特定半導体生産施設整備等計画の認定（変更認定を含む。）を受けた方</p> <p>(5) テレワークの導入等を行う方</p>
貸付条件	<ul style="list-style-type: none"> ● 資金用途：設備資金、長期運転資金 ● 利率：信用リスク・融資期間等に応じて所定の利率が適用されます。 ただし、対象者の(1)、(2)または(5)に該当する方であって、ご融資の使いみちが無形固定資産または繰延資産に計上される資産の場合で、担保を徴しない場合には、利率の引き下げ措置があります。 ● 限度額：直接貸付 7億2千万円 代理貸付 1億2千万円 ● 償還期間：設備資金 20年以内（うち据置期間2年以内） 運転資金 7年以内（うち据置期間2年以内） ● 保証人：直接貸付において、一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要となります。
問 合 せ 先	日本政策金融公庫 新潟支店 中小企業事業 ☎025-244-3122

57 環境・エネルギー対策資金

省エネ設備関連		(継続)
対象者	法定耐用年数を超過した既存設備を更新・増強するための同種の新たな設備であって、一定の要件を満たした設備を取得し、省エネルギーの推進を図る方	
貸付条件	<ul style="list-style-type: none"> ●資金使途：設備資金 ●利率：信用リスク・融資期間などに応じて所定の利率が適用されます。 ●限度額：直接貸付 7億2千万円 代理貸付 1億2千万円 ●償還期間：20年以内（うち据置期間2年以内） ●保証人：直接貸付において、一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要となります。 	
GX関連		(更新)
対象者	温室効果ガス排出量を算定し、グーリントランスフォーメーションに取り組む方	
貸付条件	<ul style="list-style-type: none"> ●資金使途：設備資金、長期運転資金 ●利率：信用リスク・融資期間などに応じて所定の利率が適用されます。 ●限度額：直接貸付 7億2千万円 代理貸付 1億2千万円 ●償還期間：設備資金 20年以内（うち据置期間2年以内） 運転資金 7年以内（うち据置期間2年以内） ●保証人：直接貸付において、一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要となります。 	
問合せ先	日本政策金融公庫 新潟支店 中小企業事業 ☎025-244-3122	

58 BCP資金

(更新)

対象者	<ol style="list-style-type: none"> (1) 自ら策定したBCPなどに基づき、防災に資する施設などの整備を行う方 (2) 中小企業等経営強化法に定める大企業者であって、同法に基づき連携事業継続力強化計画の認定（変更認定を含む。）を受けた認定連携事業継続力強化を行う方（認定連携事業継続力強化計画の実施期間内において、同法に定める区域内または地域内に事業所を有し又は有する事業者と共同で、認定連携事業継続力強化の実施をするものに限る。） 	
貸付条件	<ul style="list-style-type: none"> ●資金使途：設備資金、長期運転資金 ●利率：信用リスク・融資期間などに応じた所定の利率が適用されます。 ●限度額：直接貸付 7億2千万円 代理貸付 1億2千万円 ●償還期間：設備資金 20年以内（うち据置期間2年以内） 運転資金 7年以内（うち据置期間2年以内） ●保証人：直接貸付において、一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要となります。 	
問合せ先	日本政策金融公庫 新潟支店 中小企業事業 ☎025-244-3122	

制度名	融資対象者 (全ての条件に該当すること)	融 資 条 件					信用保証料 補助率	取扱金融 機関
		限度額	資金用途	期 間	利 率	保証人担保等		
新規創業 支援資金	<ul style="list-style-type: none"> 市内で創業する具体的な計画を有する個人・企業 創業後5年を経過していないもの ※詳細は本誌14ページを参照	2,500万円	運転資金 設備資金	運転資金7年以内 (据置1年以内) 設備資金10年以内 (据置2年以内) 運転・設備 資金併用7年以内 (据置1年以内)	○固定型(信保付) 1.60%(7年以内) 1.80%(7年超10年以内) ○固定型(その他) 2.10%(7年以内) 2.30%(7年超10年以内) ○変動型利率 取扱い金融機関の短期プライムレートに準じた率	金融機関の 定めによる	50%支給	第四北越 大光 信組 農協
地方産業 育成資金	<ul style="list-style-type: none"> 市内に住所又は事業所を有する方 同一事業を1年以上営んでいる方 	1,000万円	運転資金 設備資金	運転資金5年以内 (据置6か月以内) 設備資金7年以内 (据置6か月以内)	○信用保証付き 責任共有制度対象外…年 1.70% 責任共有制度対象…年 1.90% ○その他…年2.20%			
中小企業 振興資金	<ul style="list-style-type: none"> 市内に工場又は店舗を有する方 同一事業を6か月以上営んでいる方 	1,000万円	運転資金 設備資金	7年以内 (据置6か月以内)	○固定型金利 信保付 年1.90% その他 年2.40% ○変動型金利 取扱い金融機関の短期プライムレートに準じた率			
小売商業等 近代化資金	<ul style="list-style-type: none"> 市内に住所及び店舗を有し、小売業又はサービス業を営む方 資本金1,000万円以下、又は従業員50人以下の中小企業 同一事業を1年以上営んでいる方 	3,000万円 (対象経費が500万円以上で、そのうち80%以内の額)	設備資金	10年以内 (据置1年以内)	○固定型金利 信保付 年1.65% その他 年2.15% ○変動型金利 取扱い金融機関の短期プライムレートに準じた率			

制度名	融資対象者 (全ての条件に該当すること)	融 資 条 件					信用保証料 補助率	取扱金融 機関
		限度額	資金使途	期間	利率	保証人担 保等		
経済景気対 策特別資金	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に事業所を有し、同一事業を3年以上営んでいる方 ・不況の影響により、以下のいずれかの要件に該当する ①売上(生産)高5%以上減少要件 ②仕入れ価格高騰要件 ③平均売上総利益率又は平均営業利益率減少要件 	2,000万円	運転資金	7年以内 (据置2年以内)	<ul style="list-style-type: none"> ○固定型金利 信保付 年 1.55% その他 年 2.05% ○変動型金利 取扱い金融機関の短期プライムレートに準じた率 	金融機関 の定めによる	50%支給	第四北越 大 光 信 組 農 協
企業設置 資金	市企業設置奨励条例により「奨励企業」の指定を受けた企業 ※詳細は本誌3、4ページを参照	1億5,000万円(市長特認2億円) ※100万円単位	設備資金	10年以内 (据置1年以内)	<ul style="list-style-type: none"> 信保付 年 1.10% その他 年 1.30% 	金融機関 及び保証 機関の定めによる		
企業投資 資金	市企業投資促進条例により「支援企業」の指定を受けた企業 ※詳細は本誌5、6ページを参照	1億5,000万円(市長特認2億円) ※100万円単位	設備資金	10年以内 (据置1年以内)	<ul style="list-style-type: none"> 信保付 年 1.10% その他 年 1.30% 	金融機関 及び保証 機関の定めによる		

※貸付利率は年度途中で変更する場合があります。

※設備資金については、市内に設置する場合があります。

※すべての資金において、風俗業を営む方を除き、市税を完納している方に限ります。

60 信用保証料補給について (更新)

(令和6年4月1日現在)

新潟県信用保証協会の信用保証制度を利用する際にかかる信用保証料を市が補助します。信用保証料から市が補給する金額を差し引いた金額を、新潟県信用保証協会にお支払いいただくことになります。

資金によって申請及び補給方法が異なりますので、市にご確認ください。

保証制度については、各金融機関及び新潟県信用保証協会へお問い合わせください。

補給対象となる制度名	対象貸付額	補給割合
十日町市新規創業支援資金	2,500万円以下	50%
十日町市地方産業育成資金	1,000万円以下	
十日町市中小企業振興資金	1,000万円以下	
十日町市経済景気対策特別資金	2,000万円以下	
十日町市小売商業等近代化資金	3,000万円以下	
十日町市企業設置資金	5,000万円以下 (5,000万円超えの場合は、5,000万円相当分)	
十日町市企業投資資金		
商工貯蓄共済融資 (斡旋融資制度、小口融資制度)	2,000万円以下	
新潟県セーフティ資金 (経営支援枠) 第1項—セーフティ保証5号対応要件	5,000万円以下	
新潟県セーフティ資金 (経営支援枠) 第4項—自然災害要件	3,000万円以下	
新潟県セーフティ資金 (経営支援枠) 第7項—新型コロナウイルス・物価高騰等対策要件	5,000万円以下	
新潟県小規模企業支援資金	2,000万円以下	
新潟県経営力強化資金	5,000万円以下	
新潟県事業承継資金	5,000万円以下	

—令和6年度—
十日町市企業立地、起業・創業支援政策集
「創」

【編集発行】十日町市産業観光部産業政策課
〒948-8501
新潟県十日町市千歳町3丁目3番地
TEL 025-757-3139
FAX 025-752-4635
E-mail t-sangyo@city.tokamachi.lg.jp
<https://www.city.tokamachi.lg.jp/>